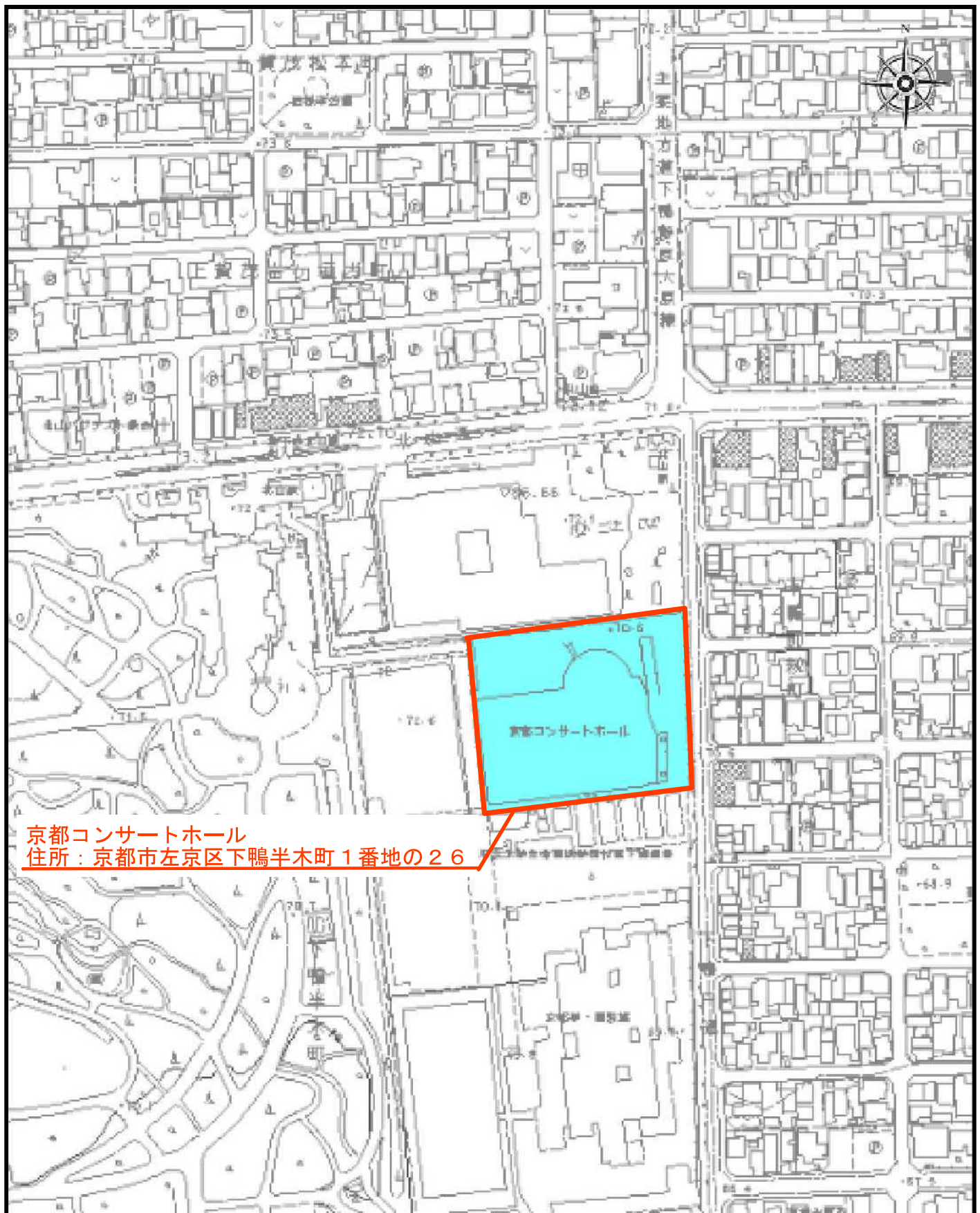
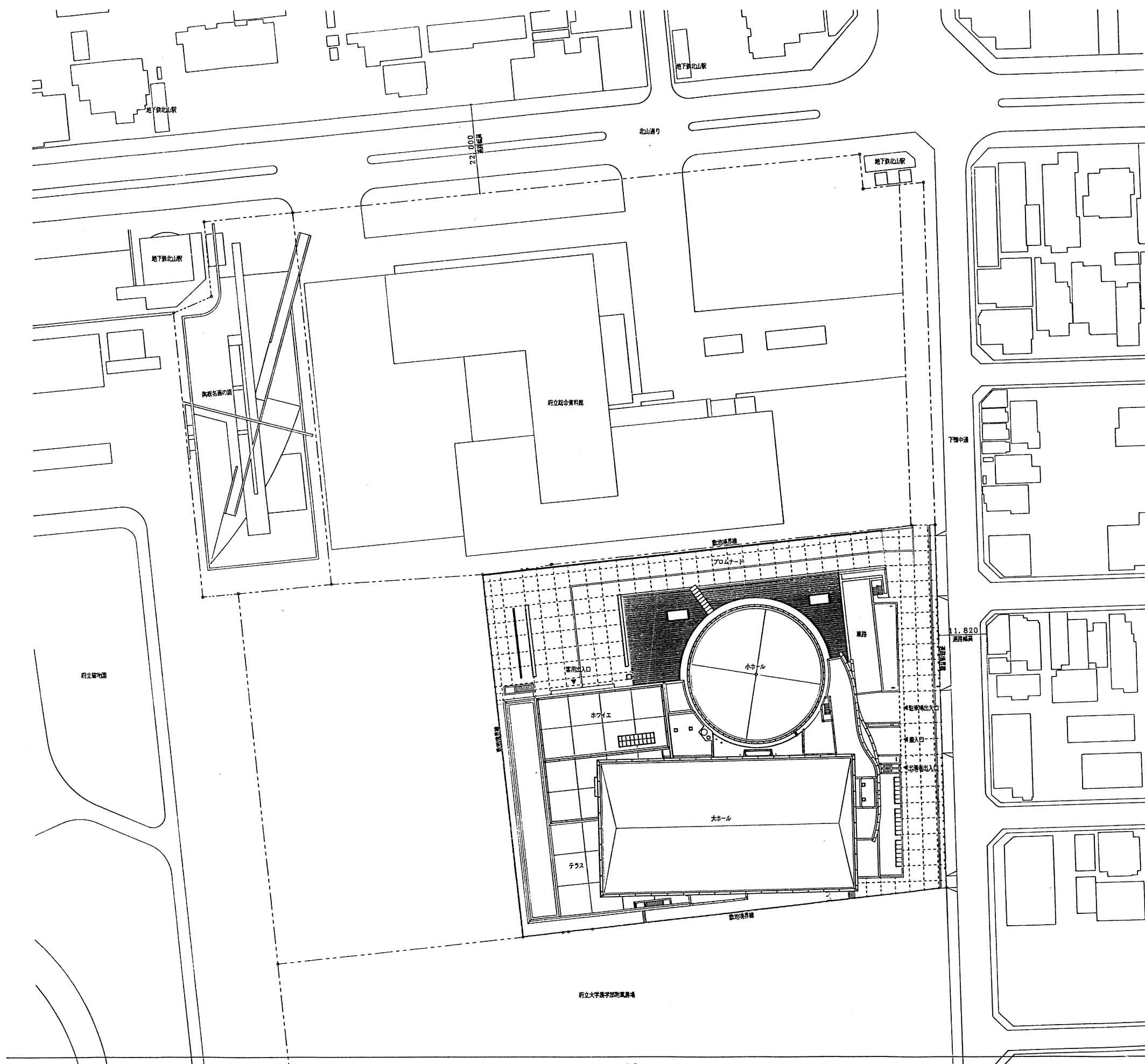


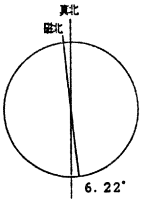
付近見取図

別紙 1



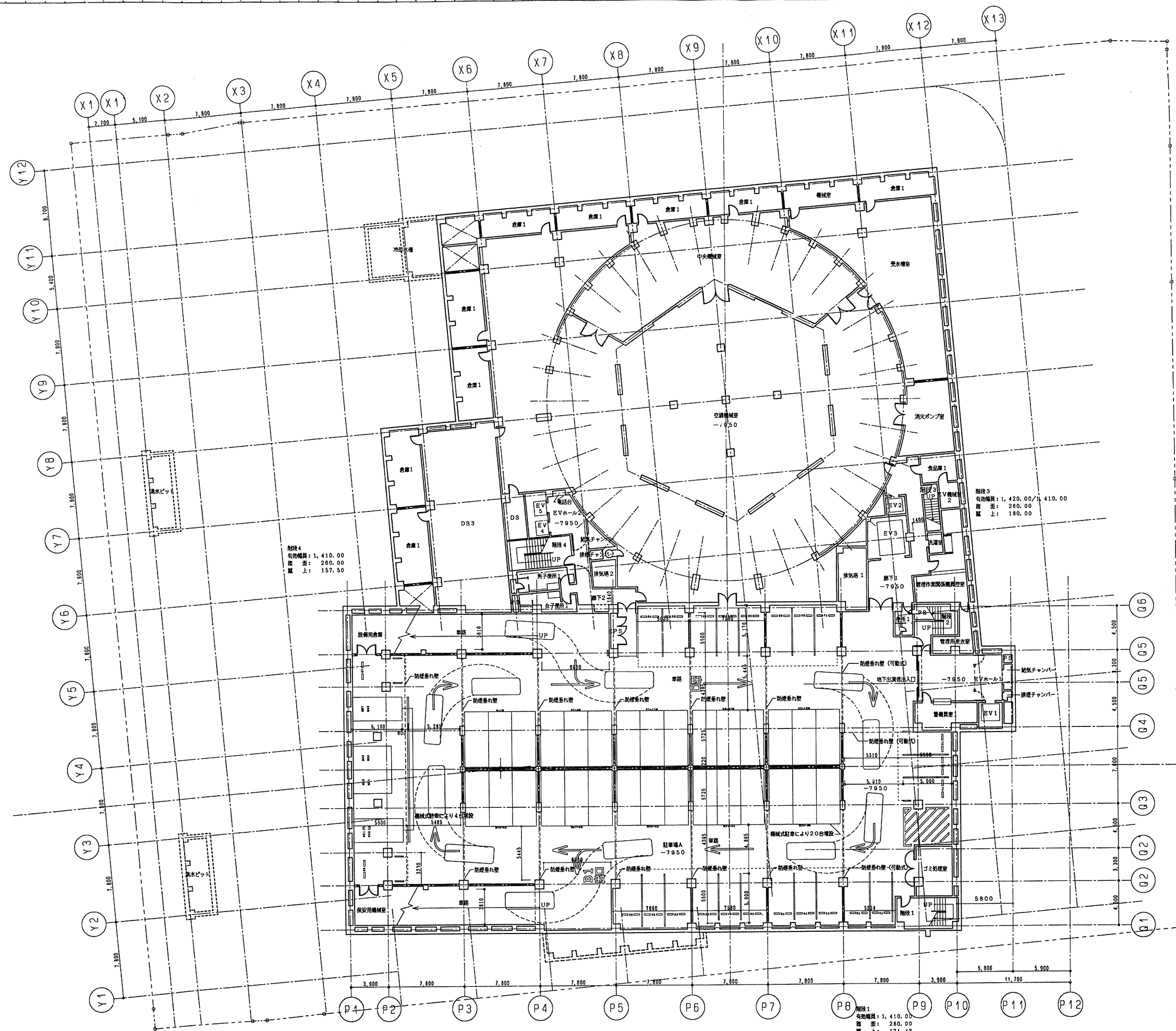


凡例
----- 法第86条申請範囲を示す。
----- 敷地境界線を示す。
・延焼の恐れのある部分は防火戸とする。
・消防庁告示第7号「消防水利の基準」に基づく消防水利を設置する。



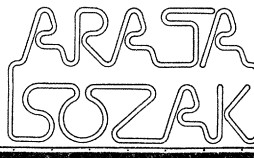
ARATA
SOZAKI

京都府建設局 (仮称)		図面番号	図面名称	工事種別
KYO—130		配置図		建築
1/1000		日付	2018.10.10	
一級建築士事務所登録 第10108号 K.K.磯崎新アトリエ		製図者	磯崎新アトリエ	



階段2
有効幅員: 1,410.00
階 面: 280.00
壁 上: 180.00

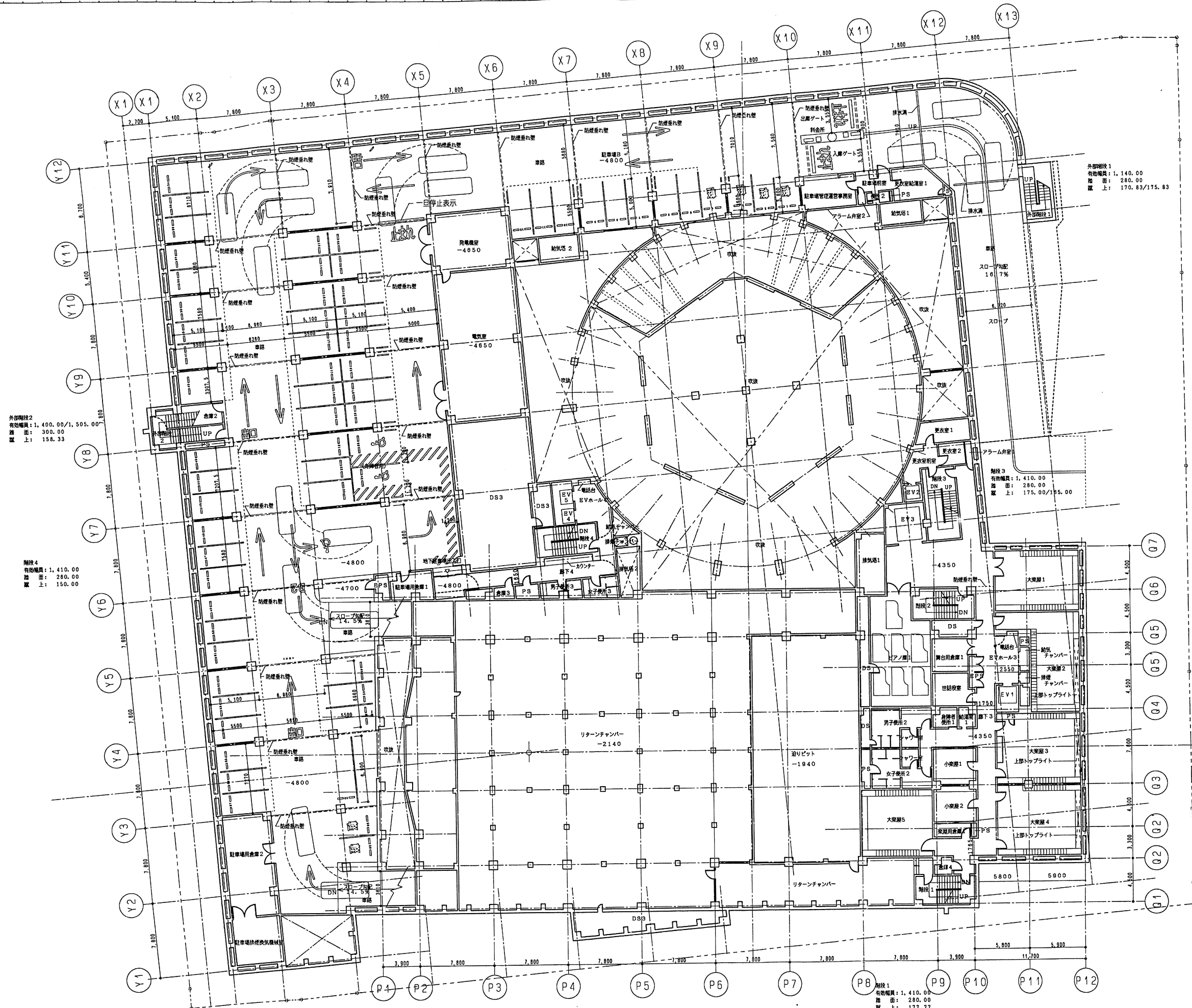
階段1
有効幅員: 1,410.00
階 面: 280.00
壁 上: 171.43



特記事項		図 説		工 事 名	
				電 燈	
				地下2階 平面図 (駐車場)	
				1:200	
				K.K. 磯崎新アトリエ	
				一級建築士 東京都登録第40206号 磯崎 新	

京都市コンサートホール(仮称)

KYO



外部階段2
有効幅員: 1,400.00/1,505.00
階 面: 300.00
蹴 上: 158.33

階段4
有効幅員: 1,410.00
階 面: 280.00
蹴 上: 150.00

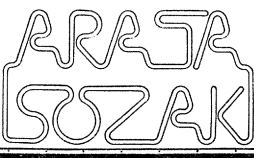
外部階段1
有効幅員: 1,140.00
階 面: 280.00
蹴 上: 170.83/175.83

階段3
有効幅員: 1,410.00
階 面: 280.00
蹴 上: 175.00/195.00

*X4~X5, Y11~Y12通り間で車路が交差するが
10区画より一方進入なので赤点滅信号(被交差側
は黄点滅信号2方向)の設置にて対応する。

階段2
有効幅員: 1,410.00
階 面: 280.00
蹴 上: 177.77

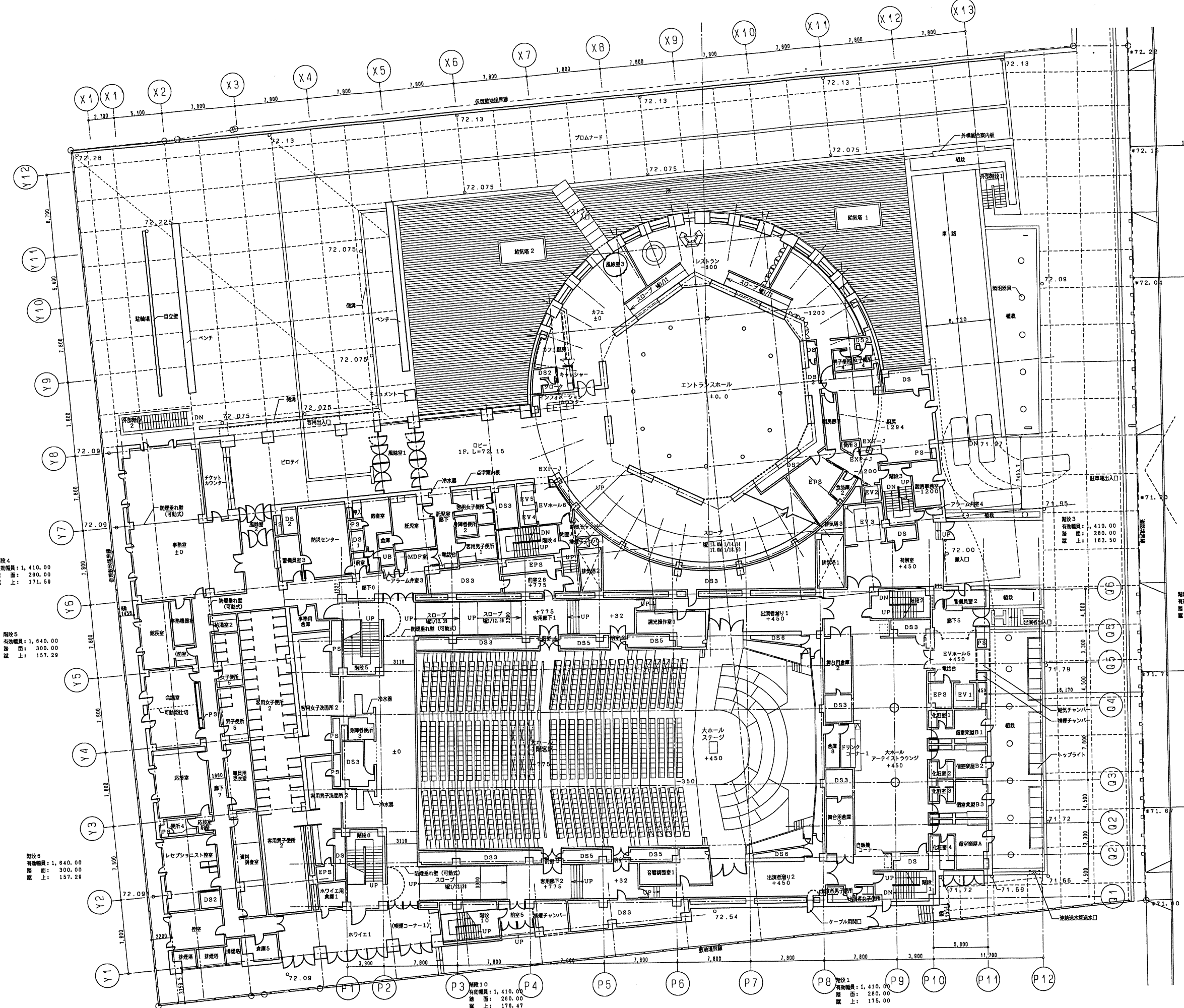
階段1
有効幅員: 1,410.00
階 面: 280.00
蹴 上: 177.77



京都市コンサートホール(仮称)

KYO

図名	図尺	図式
地下1階 平面図 (駐車場)	1:200	
設計者	一般建築士 東京都登録第40206号 磯崎 新	



階段 4
有効幅員: 1,410.00
階 面: 260.00
階 上: 171.59

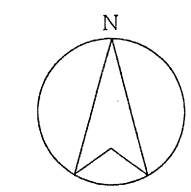
階段 5
有効幅員: 1,840.00
階 面: 300.00
階 上: 157.29

階段 6
有効幅員: 1,840.00
階 面: 300.00
階 上: 157.29

階段 2
有効幅員: 1,410.00
階 面: 280.00
階 上: 175.00

階段 10
有効幅員: 1,410.00
階 面: 260.00
階 上: 178.47

階段 1
有効幅員: 1,410.00
階 面: 280.00
階 上: 175.00



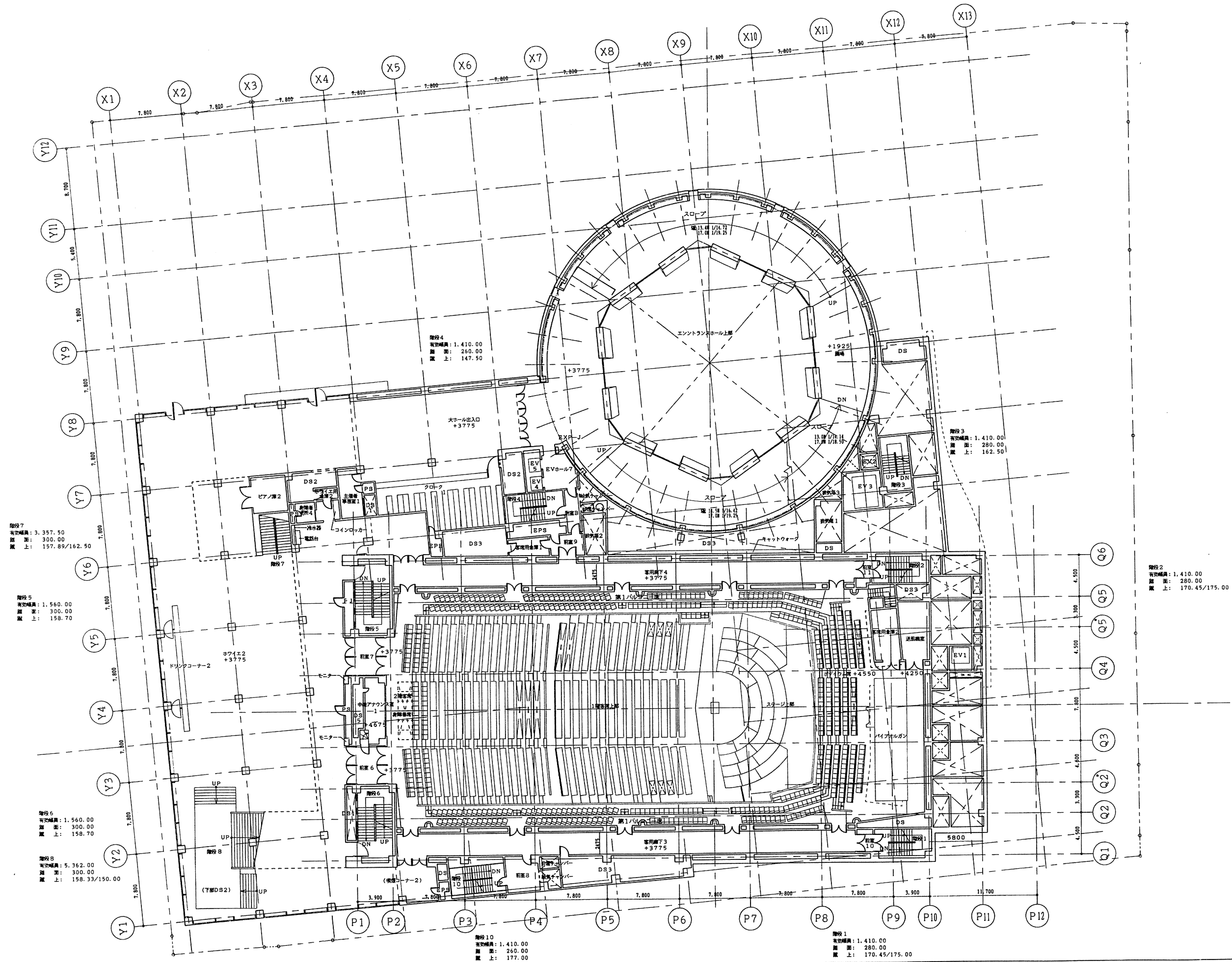
ARATA
SOZAKI

京都市コンサートホール(仮称)

KYO

図名	図尺	図例
1階 平面図 (駐車場)	1:200	

設計: K.K. 建築設計事務所 監理: 一級建築士 東京都建設局第40306号 確認: 新



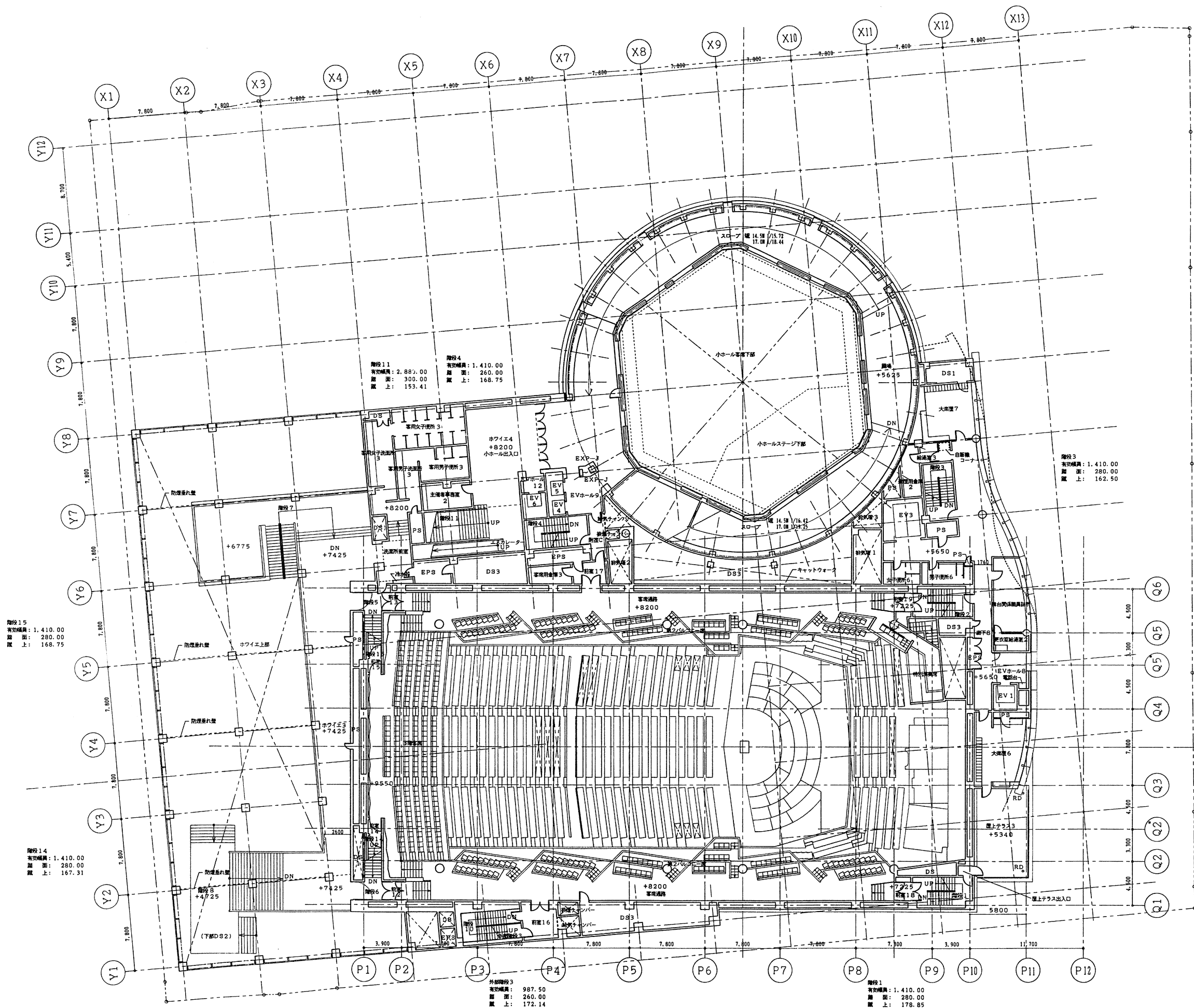
ARATA
SOZAKI

京都市コンサートホール(仮称)

KYO — 134

一般建築士事務所登録 No.10108 K.K.磯崎新アトリエ

図名	図号	図尺	図式
2階平面図		1:200	
設計者	一級建築士 東京部 磯崎新アトリエ		



階段15
有効床面積: 1,410.00
階 面: 280.00
階 上: 168.75

階段14
有効床面積: 1,410.00
階 面: 280.00
階 上: 167.31

階段11
有効床面積: 2,880.00
階 面: 300.00
階 上: 153.41

階段4
有効床面積: 1,410.00
階 面: 260.00
階 上: 168.75

階段3
有効床面積: 1,410.00
階 面: 280.00
階 上: 162.50

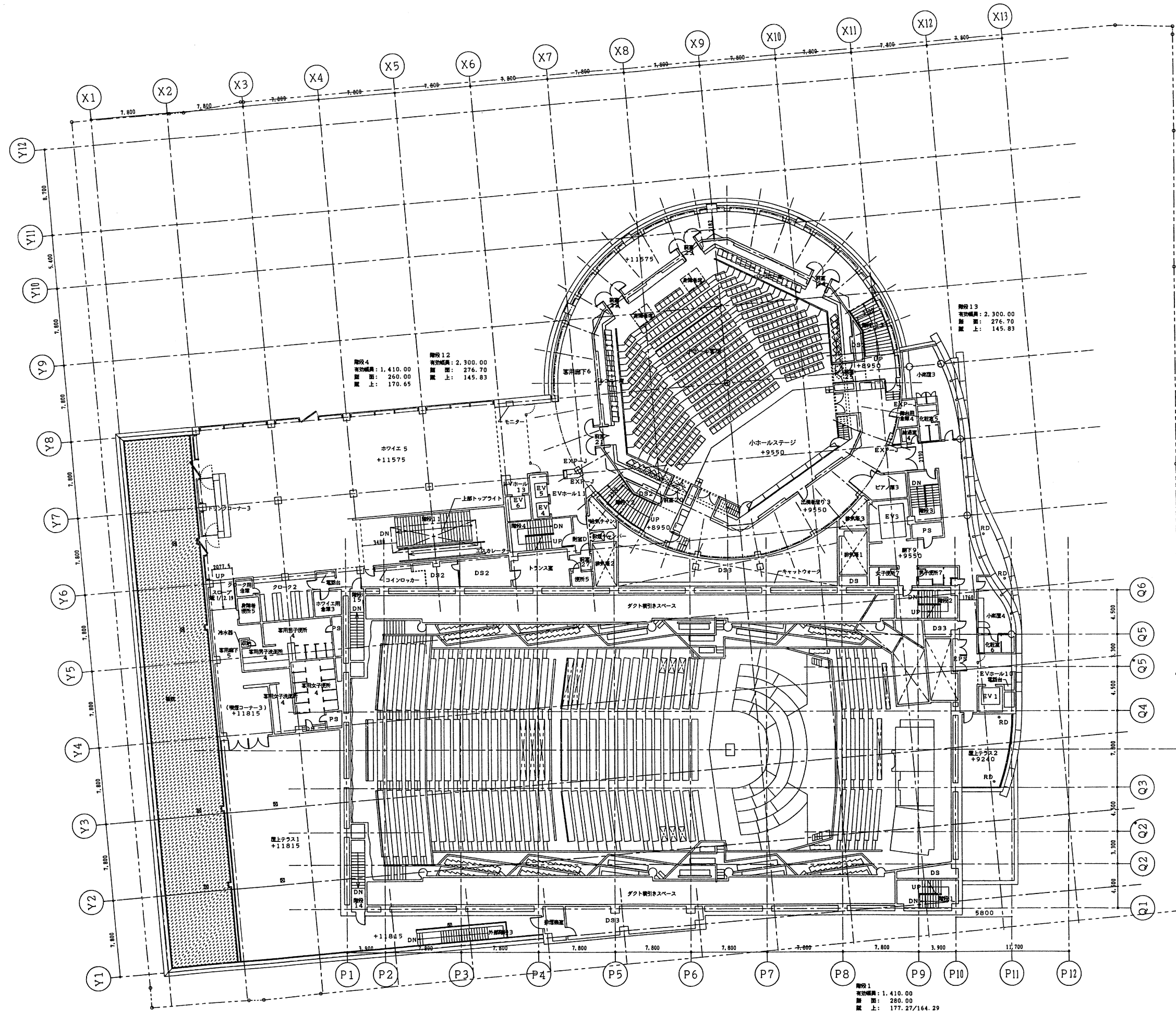
階段2
有効床面積: 1,410.00
階 面: 280.00
階 上: 178.85

外部階段3
有効床面積: 987.50
階 面: 260.00
階 上: 172.14

階段1
有効床面積: 1,410.00
階 面: 280.00
階 上: 178.85



京都市コンサートホール(仮称)		図 番 号	図 名	工 事 場 所
KYO — 135		3 階 平 面 図		建 築
縮 小 率 1:200				
一級建築士事務所 京都府 1010108号 K.K.磯崎新アトリエ		一級建築士 東京都建設局40206号 磯崎 新		



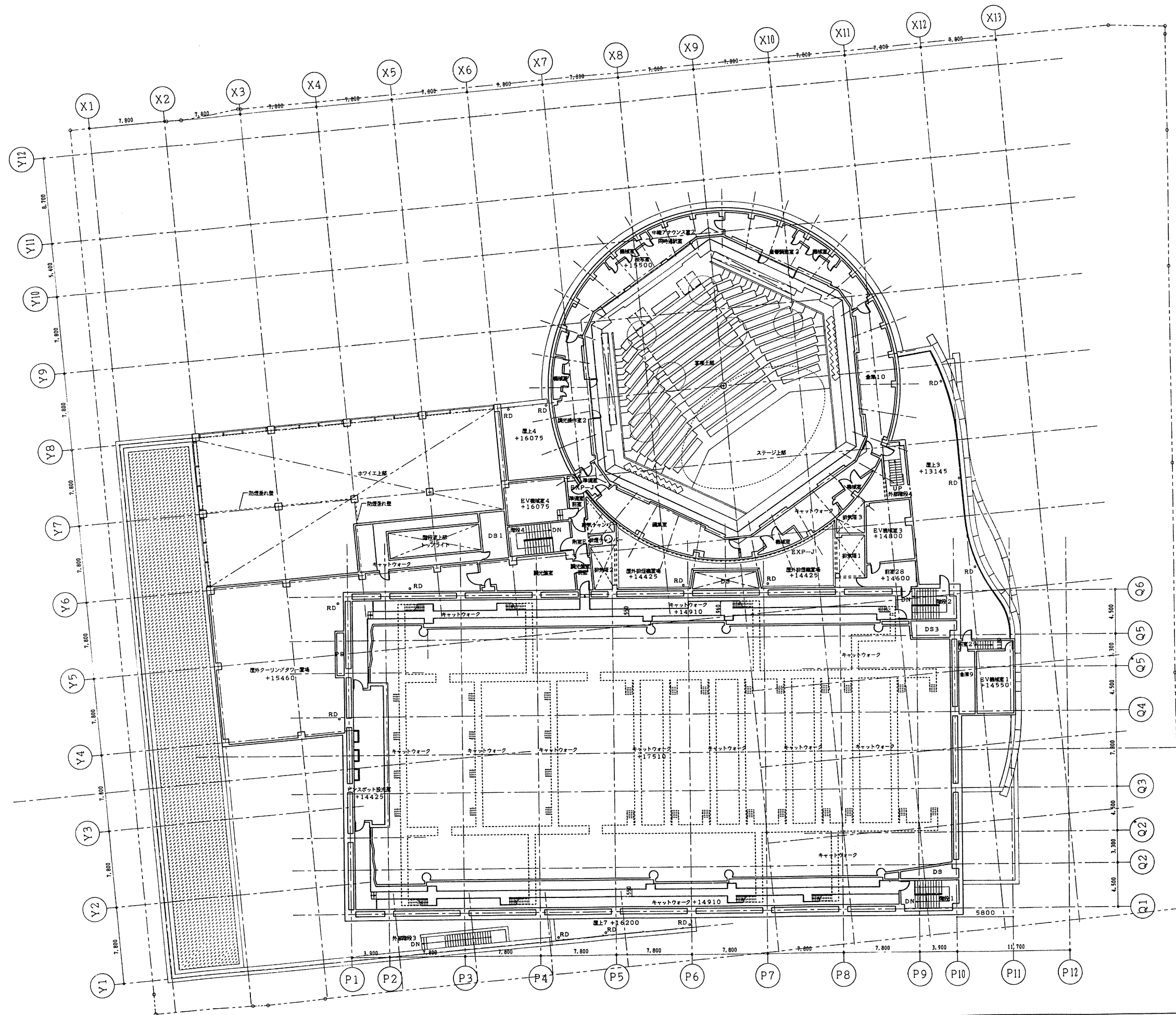
ARATA
SOZAKI

京都市コンサートホール(仮称)

KYU-136

一般建築士事務所 京都府 京都市 西京区 西京 1-10-10 K.K. 磯崎新アトリエ

図面番号	図面名称	工事種別
4	4階平面図	建築
日付	1:200	
設計者	一般建築士 京都府 京都市 西京区 西京 1-10-10 K.K. 磯崎新アトリエ	



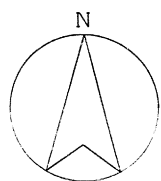
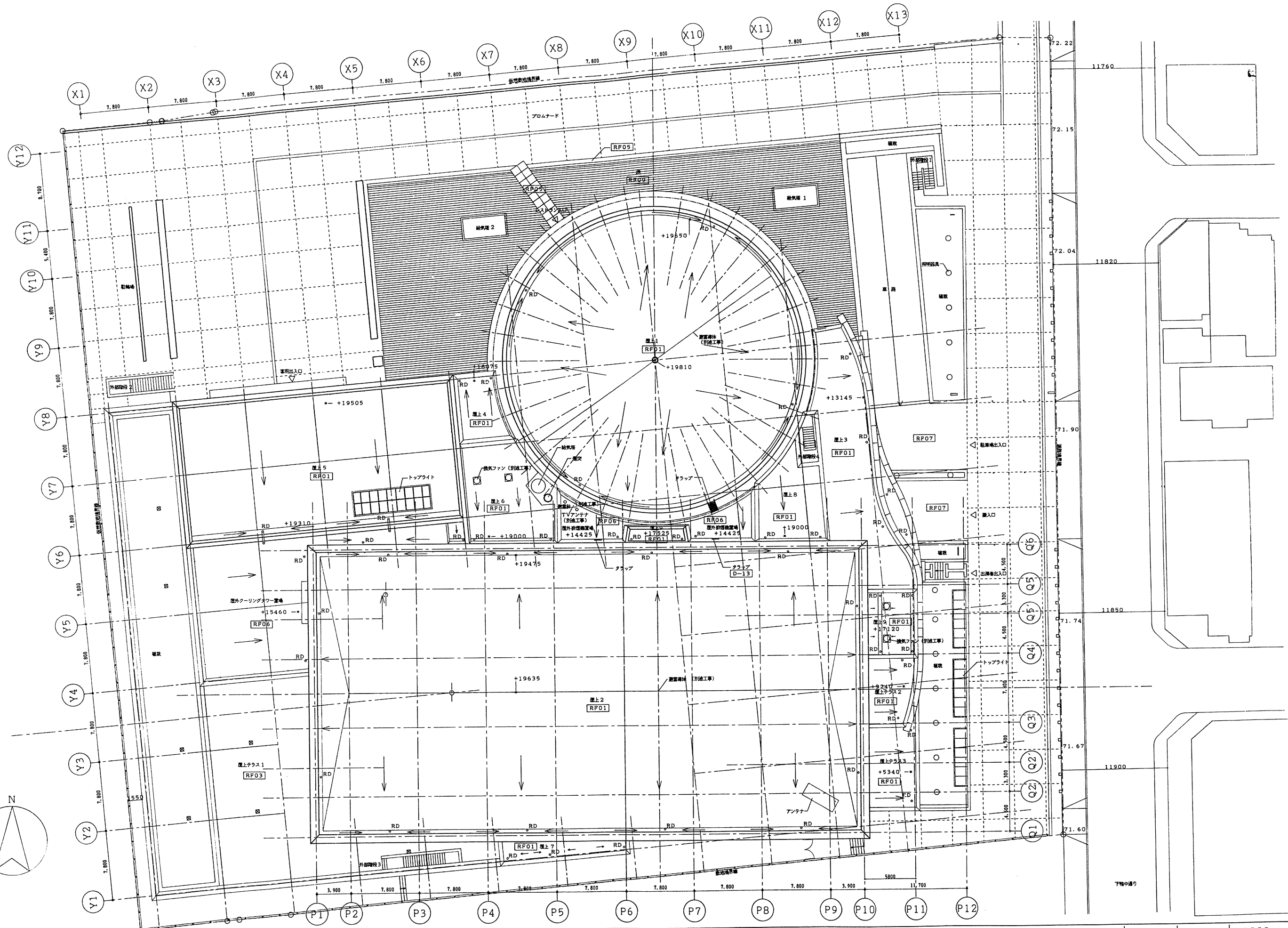
ARATA
SOZAKI

京都市コンサートホール(仮称)

KYO — 137

— 京都市工務局建築部 建築課 建築設計課 建築設計課 建築設計課

図面番号	図面名称	工事種別
05	5.14 平面図	建築
日付	1:200	
設計者	一級建築士 東京建築設計事務所	

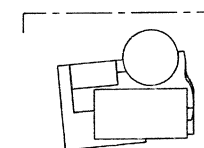
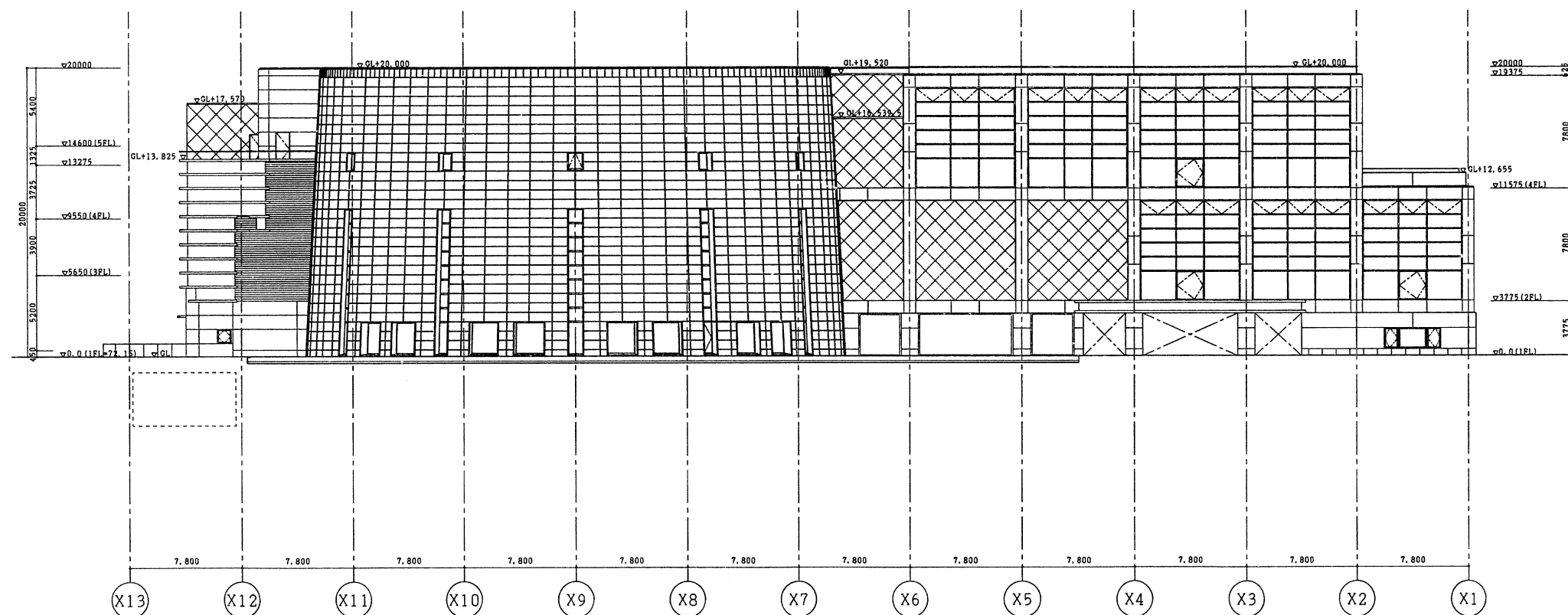


ARATA
SOZAKI

京都市コンサートホール(仮称)

KYO — 138

図名	平面図
比例尺	1:200
設計者	一級建築士事務所 東京設計院
施工者	一級建築士事務所 東京設計院



KEY PLAN

ARAKI
SOZAKI

※記号

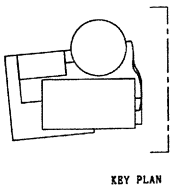
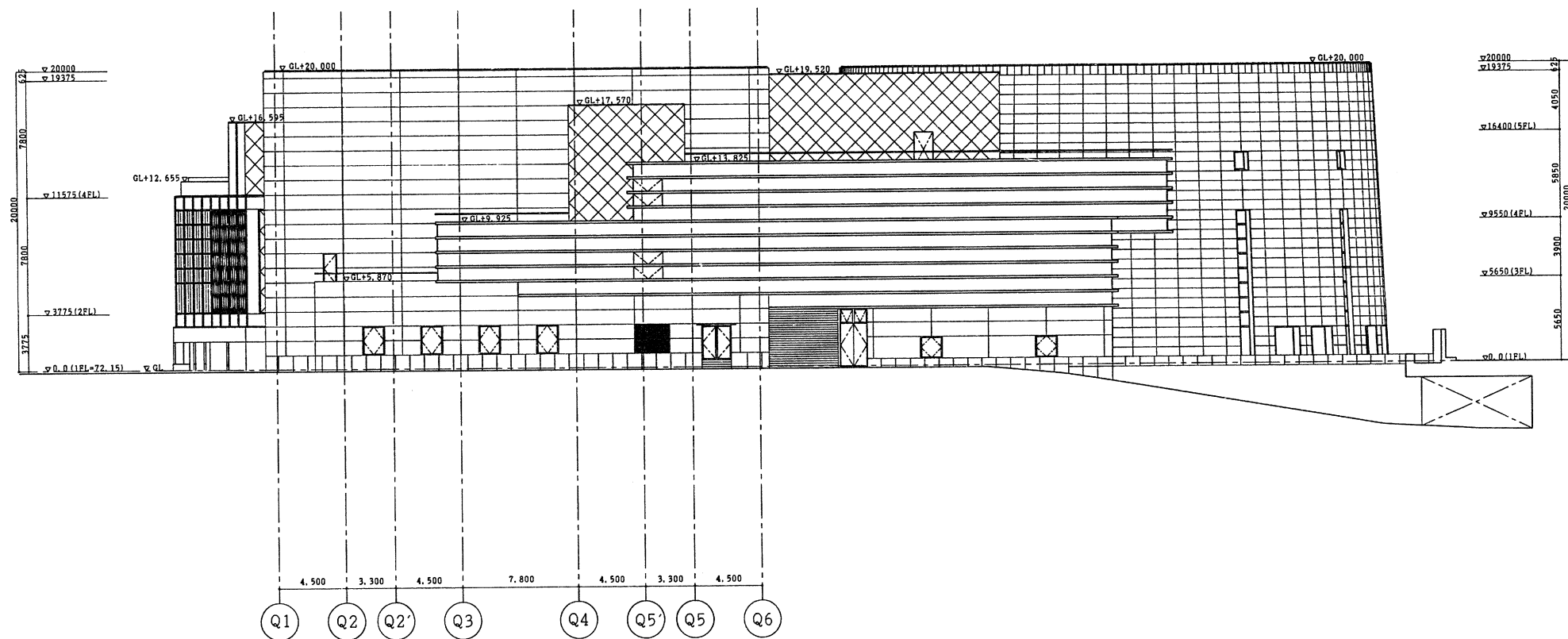
※記号

京都市コンサートホール(仮称)

KYO — 139

一般建築士事務所登録 第101089号 K.K.磯崎新アトリエ

図番	図名	図尺	図例
1	北立面図	1:200	
2	南立面図	1:200	
3	東立面図	1:200	
4	西立面図	1:200	
5	断面図	1:200	
6	平面図	1:200	
7	基礎図	1:200	
8	屋根図	1:200	
9	内装図	1:200	
10	外装図	1:200	
11	設備図	1:200	
12	その他	1:200	



KBY PLAN

ARATA
SOZAKI

設計者
事務所
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
TEL 03-XXXX-XXXX
FAX 03-XXXX-XXXX
E-MAIL XXXX@XXXX.XXXXXX

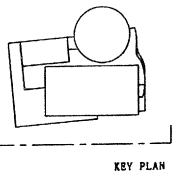
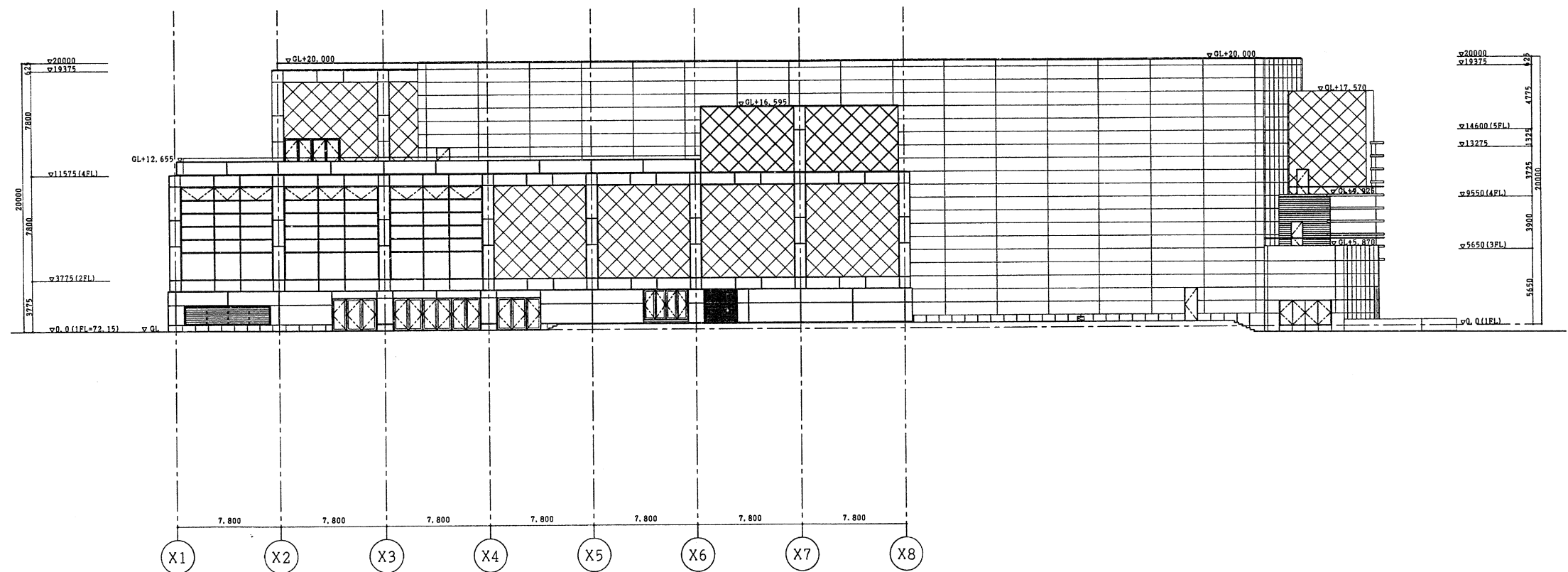
建築
事務所
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
TEL 03-XXXX-XXXX
FAX 03-XXXX-XXXX
E-MAIL XXXX@XXXX.XXXXXX

京都市コンサートホール(仮称)

KYO— 140

—建築士事務所登録 第10108号 K.K.磯崎新アトリエ

図番	図名	図種	工種
140	京 立断面	建築	建築
日付	1:200	資料	一般建築士 気象庁登録 第10108号 磯崎 新

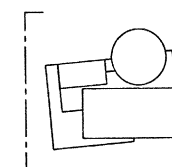
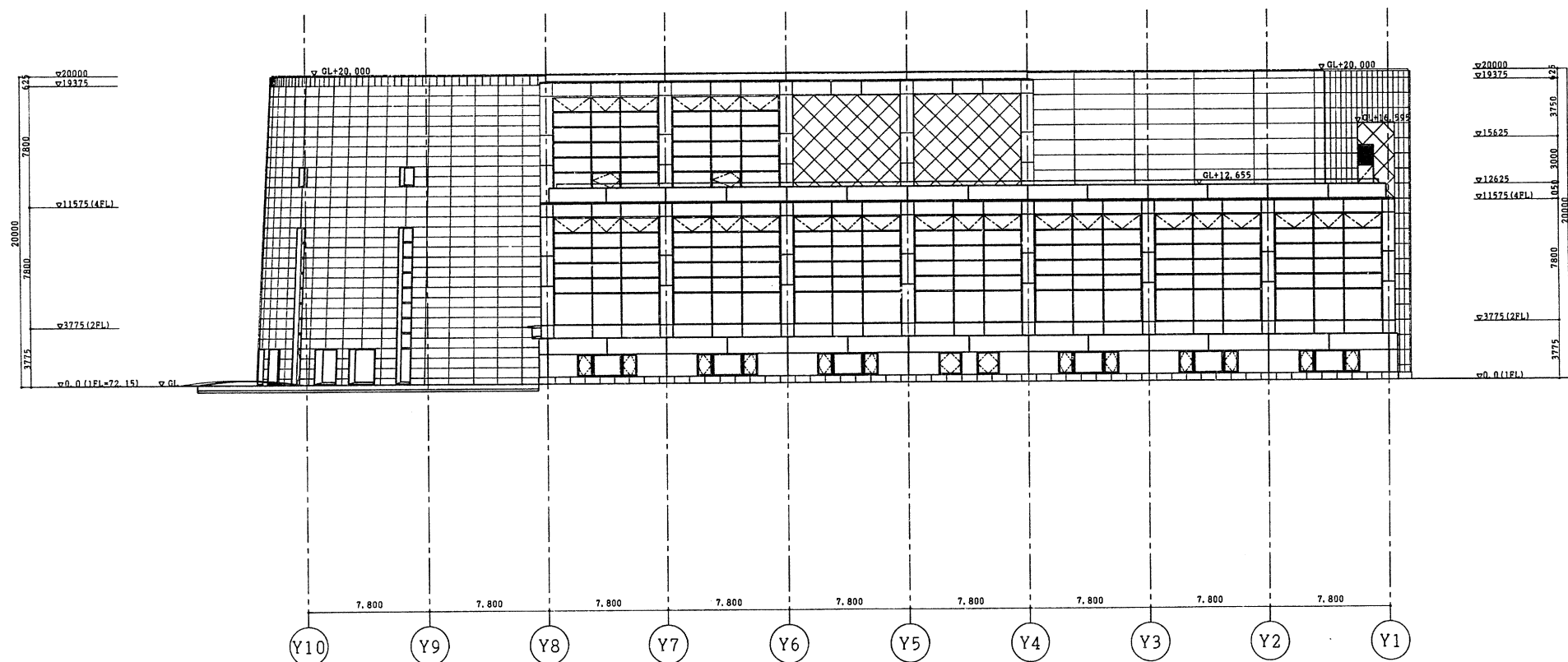


ARATA
SUZAKI

特記事項
.....
.....
.....
.....
.....

備考
.....
.....
.....
.....
.....

京都市コンサートホール(仮称)		図面番号	図面種類	工事種別
KYO — 141		図面名称	南立面図	建築
日付		縮尺	1:200	
一般建築士事務所登録 No.10108号 K.K.磯崎新アトリエ		建築士	一級建築士 東京部登録第40008号 磯崎新	



KBY PLAN

ARATA
SOZAKI

特記事項

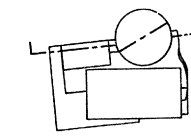
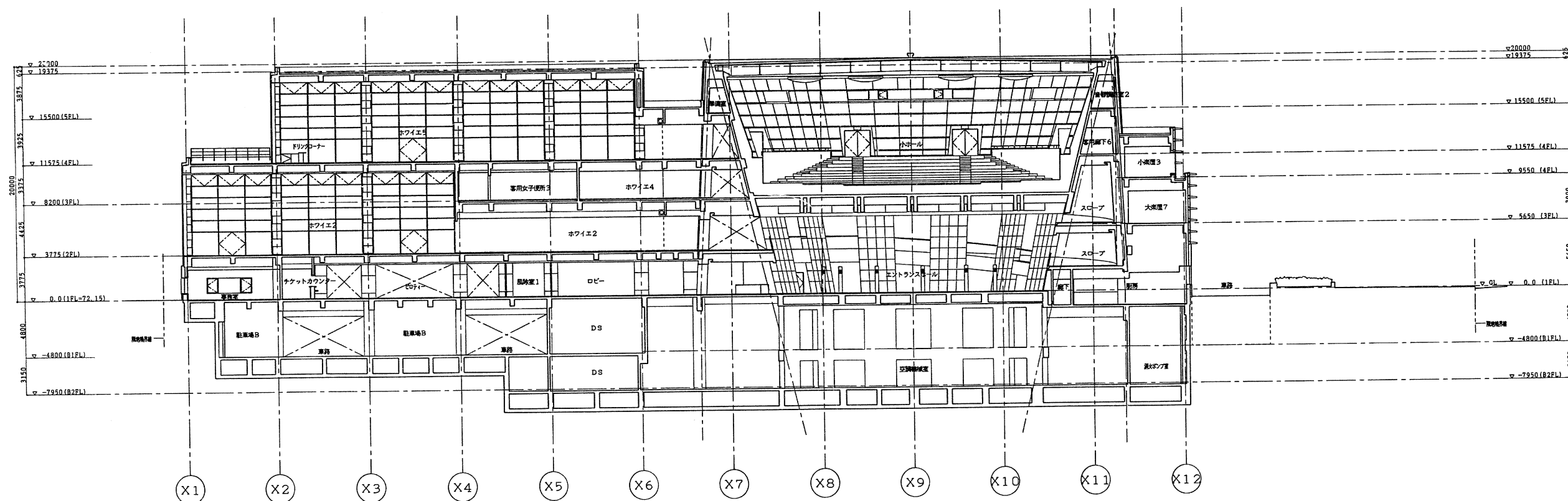
備考

京都市コンサートホール(仮称)

KYO 142

一級建築士事務所登録 第10108号 K.K.磯崎新アトリエ

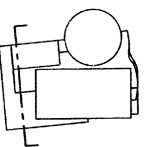
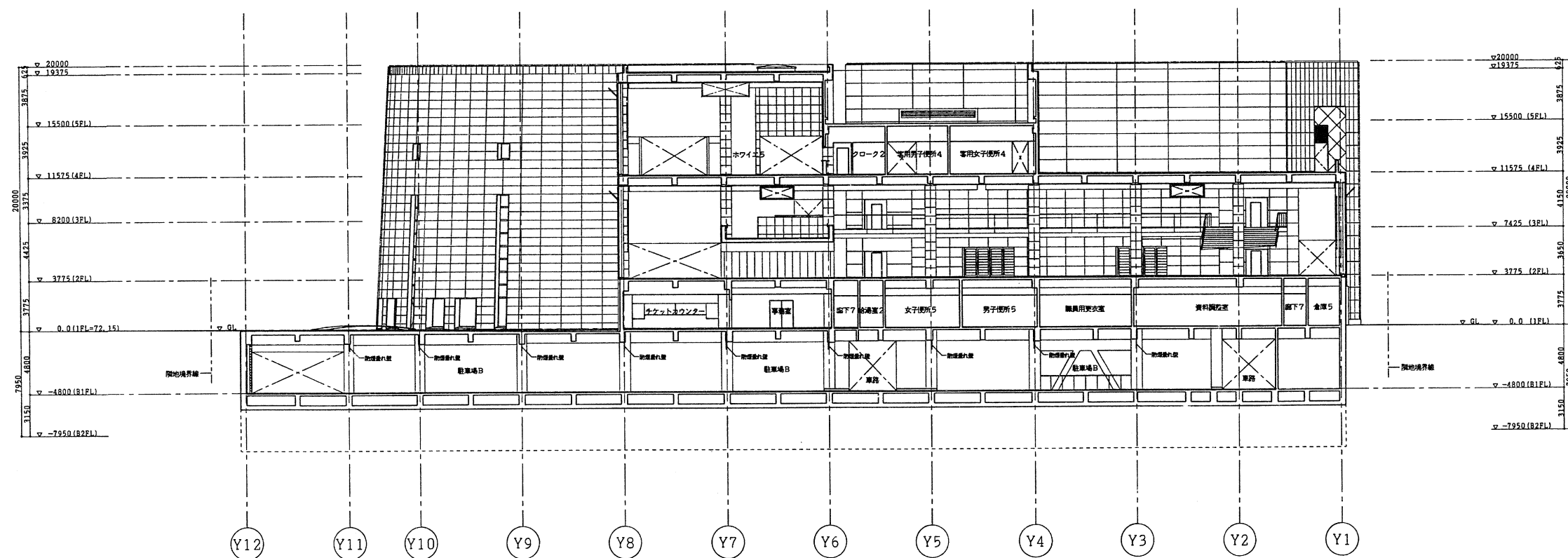
図面番号	図面名称	工事内容
01	西立面図	建築
02	1:200	
03	一級建築士 東京建設士会40008号 磯崎新	



KEY PLAN

ARATA
SOZAKI

特記事項	図面	<table> <tr> <td data-bbox="2255 1900 2582 1932"> 京都市コンサートホール(仮称) </td><td data-bbox="2582 1900 2700 1932"> 図面番号 </td><td data-bbox="2700 1900 2923 1932"> 工務局 建築 </td></tr> <tr> <td data-bbox="2255 1932 2582 1974"> KYU — 143 </td><td data-bbox="2582 1932 2700 1974"> 断面図 I </td><td data-bbox="2700 1932 2923 1974"> 日付 . . . 縮尺: 201 </td></tr> <tr> <td data-bbox="2255 1974 2582 2037"> 一級建築士事務所登録 No.10108号 K.K.磯崎新アトリエ </td><td data-bbox="2582 1974 2700 2037"> 建築士 </td><td data-bbox="2700 1974 2923 2037"> 一級建築士 東京都建設局4036号 磯崎新 </td></tr> </table>	京都市コンサートホール(仮称)	図面番号	工務局 建築	KYU — 143	断面図 I	日付 . . . 縮尺: 201	一級建築士事務所登録 No.10108号 K.K.磯崎新アトリエ	建築士	一級建築士 東京都建設局4036号 磯崎新
京都市コンサートホール(仮称)	図面番号	工務局 建築									
KYU — 143	断面図 I	日付 . . . 縮尺: 201									
一級建築士事務所登録 No.10108号 K.K.磯崎新アトリエ	建築士	一級建築士 東京都建設局4036号 磯崎新									



KEY PLAN

ARATA
SOZAK

特記事項
.....
.....
.....
.....
.....

変更
.....
.....
.....
.....
.....

京都市コンサートホール(仮称)

KYO — 146

一部建築士事務所登録 No.10108号 K.K.磯崎新アトリエ

図面番号	図面名称	工事種別
04	断面図 4	建築
縮尺	1:200	
製図	一級建築士 京都府登録第340033号 磯崎新	

京都コンサートホール大規模改修の概要

令和 6 年 9 月

京都市

大規模改修の概要

京都コンサートホールは、世界文化自由都市宣言の理念を具体化する事業として、平安建都１２００年事業の一環で、平成７年１０月に開館した京都最大級のクラシック専用ホールである。

開館以来３０年近くの間、世界的なクラシックの演奏会の開催をはじめとした音楽事業のための施設提供のほか、京都市交響楽団の活動拠点として運営を行ってきた。

この京都コンサートホールを、今後も世界レベルのクラシック音楽に触れる機会を提供し、本市の文化芸術を振興する役割を担う施設であり続けていくために、平成３０年度に京都コンサートホールの機能維持・長寿命化に向けた改修・整備計画（以下「整備計画」という。）を策定した。

整備計画では、劣化度調査等に基づく大規模改修基本計画を併せて策定しており、パイプオルガンのオーバーホール、各舞台設備の更新、施設を開館しながらの改修が困難な改修等について、施設を全面的に閉館して行うこととしている。

また、改修にあたっては、京都コンサートホールが極めて優れた意匠と音響性能を有する世界に誇れるホールであることを踏まえ、これらを維持継承するとともに、現行法への対応や機器のデジタル化など、社会状況や技術の進歩等に対応した改善を行うこととしている。

本「京都コンサートホール大規模改修の概要」では、整備計画による改修項目に加え、施設の閉館と合わせて改修した方が効率的であるものや利便性向上に係る改修項目についてまとめたものである。

大規模改修時には、本概要でまとめた改修項目を全て実施することが望ましいが、整備計画の概算に基づく事業費想定を大幅に上回る場合は、改修項目を絞り込む必要があるため、今後大規模改修の基本設計に当たっては、これを念頭に、改修項目を取りまとめることとする。

施設概要

所在地	京都市左京区下鴨半木町 1 番地の 26
敷地面積	9,900 m ²
用途地域	第二種中高層住居専用地域（建蔽率 60% 容積率 200%）
防火地域	建築基準法第 22 条区域
その他の地域、地区	20m 第 1 種高度地区 山並み背景型建造物修景地区
接続道路	北側道路：北山通 東側道路：下鴨中通
許認可等	建築基準法第 48 条 4 項（第二種中高層住居専用地域）ただし書きの規定による用途許可 建築基準法第 86 条の規定による一団地の認定
竣工年	平成 7 年
建築面積	5,391.00 m ²
延床面積	22,412.00 m ²
構造	鉄筋コンクリート造
設計	磯崎新アトリエ
諸室の概要	ホール部門 ・大ホール（1,839 席）、小ホール（514 席）、楽屋（大ホール 11 室、小ホール 4 室） 共用部門 ・エントランスホール、チケットカウンター、ホワイエ、託児室、レストラン、駐車場（地下 1 階～2 階：145 台収容）
指定管理者	（公財）京都市音楽芸術文化振興財団

主な改修内容

大規模改修の内容は、(1)劣化改修、(2)現行法への対応、(3)環境負荷への対応、(4)利便性の向上に係るものとし、以下に主なものを示す。

なお、整備計画に記載している「アプローチ屋根増築」については、京都府が進めている北山エリア整備との連携を図りつつ検討する必要があるため、大規模改修には含めない。

また、(1)にはパイプオルガンのオーバーホールを含むが、オーバーホールの実施は開館当初施工者への随意契約を想定している。

(主な改修内容)

(1) 劣化改修

- ・ 電気設備・機械設備等の更新を行う。
- ・ 舞台設備（音響・照明・機構）の更新を行う。
- ・ 外壁及び屋上防水の改修を行う。
- ・ 大ホール及び小ホール内の内装及び建具の劣化部分の補修を行う。

(2) 現行法への対応

- ・ 特定天井対策の検討を行う（エントランスホール、ホワイエ×2か所）。
- ・ エレベーター増設及び更新に伴う構造安全性の検討を行う。
- ・ エスカレーター更新に伴う脱落防止及び転落防止対策の検討を行う。
- ・ 通路階段部にスロープを設置する。

(3) 環境負荷への対応

- ・ 省エネルギーを考慮した設備機器等を選定する。
- ・ 屋上に太陽光発電設備を設置する。
- ・ 維持管理を考慮したディテール、建材を採用する。

(4) 利便性の向上

- ・ 大ホール内1階から3階へのエレベーターを新設する。
- ・ 1階女子トイレの個室数を増設する。
- ・ チケットカウンターに大型ビジョンを設置する。
- ・ チケットカウンター及びエントランスホールにデジタルサイネージを設置する。

1 建築

項目	工事概要
地下立体駐車場撤去	機械式駐車装置の撤去、不陸部分の改修及び白線の新設
1F 女子トイレ増設	男子トイレのスペースを一部取込み、個室を増設
大ホール 1F 階段スロープ化	階段撤去、スロープ設置
EV 新設	大ホール通路の壁及びスラブ撤去
ホワイエ天井改修(2F、4F)	特定天井対策工事
エントランスホール天井改修	特定天井対策工事
舞台床改修	ケーブル引込みピットの新設
内装劣化部修繕	大ホール及び小ホール内装劣化部分の補修
建具劣化部修繕	大ホール及び小ホール建具劣化部分の補修
屋上防水改修	屋上シート防水の全面改修、金属笠木の補修
外壁改修	金属パネル、PC 板の劣化部分の補修
ホワイエガラス窓改修	ホワイエガラス窓の耐熱遮光対策、排煙窓の雨漏り対策
厨房の改修	厨房機器の撤去及び内装改修（関連する電気・機械設備を含む）
設備機器の更新に伴う建築改修工事	建物内仕上・下地等の撤去復旧

2 電気設備

項目	工事概要
受変電設備	キュービクルの更新
発電静止形電源	非常用発電機を更新
太陽光発電設備	太陽光発電設備の新設
電灯設備	照明設備（誘導灯・非常用照明を含む）のLED 化
通信情報設備	防犯入退室管理設備の更新 情報表示設備の更新・新設
防災設備	自動火災報知設備の更新

3 昇降機設備

項目	工事概要
エレベーター	エレベーター 6 基の更新及びエレベーターの新設
エスカレーター	エスカレーター 1 基の更新

4 機械設備

(1) 空調設備

項目	工事概要
ボイラー	厨房プレヒーター用ボイラーを撤去
冷温水ヘッダー	冷温水ヘッダーを更新
空調用膨張タンク	空調用膨張タンクを更新
空気調和機	空気調和機を更新
パッケージ型空調機（マルチ）	各室マルチ型のパッケージ形空調機を更新
パッケージ型空調機（ペア）	各室ペア型のパッケージ形空調機を更新
全熱交換器	全熱交換器を更新
ファンコイルユニット	ファンコイルユニットを更新
放熱器	放熱器を更新
空調配管	空調用配管を更新
送風機	大型片吸込シロッコファンを更新
排煙機	排煙機を更新

(2) 給排水衛生設備

項目	工事概要
給湯ボイラー	給湯用ボイラーを更新
排水ポンプ	汚物、湧水用水中ポンプを更新
衛生器具類	便所の便器類、洗面器類、ペーパーホルダー、電気温水器、冷水器を更新
衛生配管	給水・給湯・排水管を更新
ガス配管	ガス配管を更新

(3) 消火設備

項目	工事概要
消火用充水槽	消火用充水槽を更新
スプリンクラー設備	スプリンクラー設備を更新
泡消火設備	泡消火設備を更新
消火配管	消火配管を更新
フード消火設備	フード消火設備を撤去

5 舞台設備

(1) 舞台音響設備

項目	工事概要
音響操作卓・入出力パッチ架	音響操作卓・入出力パッチ架の更新
舞台袖操作架	舞台袖操作架の更新
パワーアンプ架・出力制御架	パワーアンプ架・出力制御架の更新
プロセニウムスピーカー サイドスピーカー類	プロセニウムスピーカー、サイドスピーカーの更新
固定はね返りスピーカー類	固定はね返りスピーカーの更新
周辺諸室スピーカー類	その他、諸室のスピーカーの更新
電動三点吊マイク装置	電動三点吊マイク装置の更新
ワイヤレスマイク装置 難聴者補聴装置	ワイヤレスマイク装置、難聴者補聴装置更新
コネクター盤類	コネクター盤類の更新
周辺機器類	周辺機器類の更新
部隊連絡装置（インターカム装置類）	舞台連絡装置（インターカム装置類）の更新
舞台監視カメラ装置	舞台監視カメラ装置の更新・新設
共通備品	舞台音響に関する共通備品等の更新

(2) 舞台照明設備

項目	工事概要
調光器盤	調光器盤の更新
調光操作卓	調光操作卓の更新
照明器具	スポットライト、その他舞台照明器具の更新
負荷配線設備	調光設備に関わる負荷配線設備の更新

(3) 舞台機構設備

項目	工事概要
吊物機構	舞台吊物機構装置の更新
床機構	舞台床機構装置の更新
制御機器類	舞台機構操作盤等の制御機器類の更新

6 パイプオルガン

項目	工事概要
送風機	フィゴへ空気を送る送風機の更新
配電盤	配電盤の更新
コンビネーションシステム	コンビネーションシステムの更新
フィゴ	フィゴの皮の張替え
送風管	空気を送り込む送風管の更新
鍵盤	パイプオルガン鍵盤部分の更新
鍵盤トラッカーアクション	鍵盤を操作する機構部分の更新
風箱	空気を送り込むための風箱の更新
パイプ	パイプオルガンの音色を出す部分の更新
その他	オーバーホールを行うための足場（ステージ）の設置

大規模改修基本計画工事箇所(B1F)

[illegible]

图. B1 磨平面图

大規模改修基本計画工事箇所(1F)

改修工事	
建築	女子トイレ個室増設
建築	エントランスホール天井改修
建築	スロープ化
建築	厨房内装改修
建築	照明設備更新
電気	防犯・入退室管理新設
電気	情報表示新設
電気	デジタルサイネージ設置
電気	大型ビジョン設置
電気	自動火災報知設備
電気	エレベーター増設
昇降機	エレベーター更新
昇降機	エレベーター更新
機械	パッケージ型空調和機更新
機械	空調調和設備
機械	給排水衛生設備
機械	消防設備

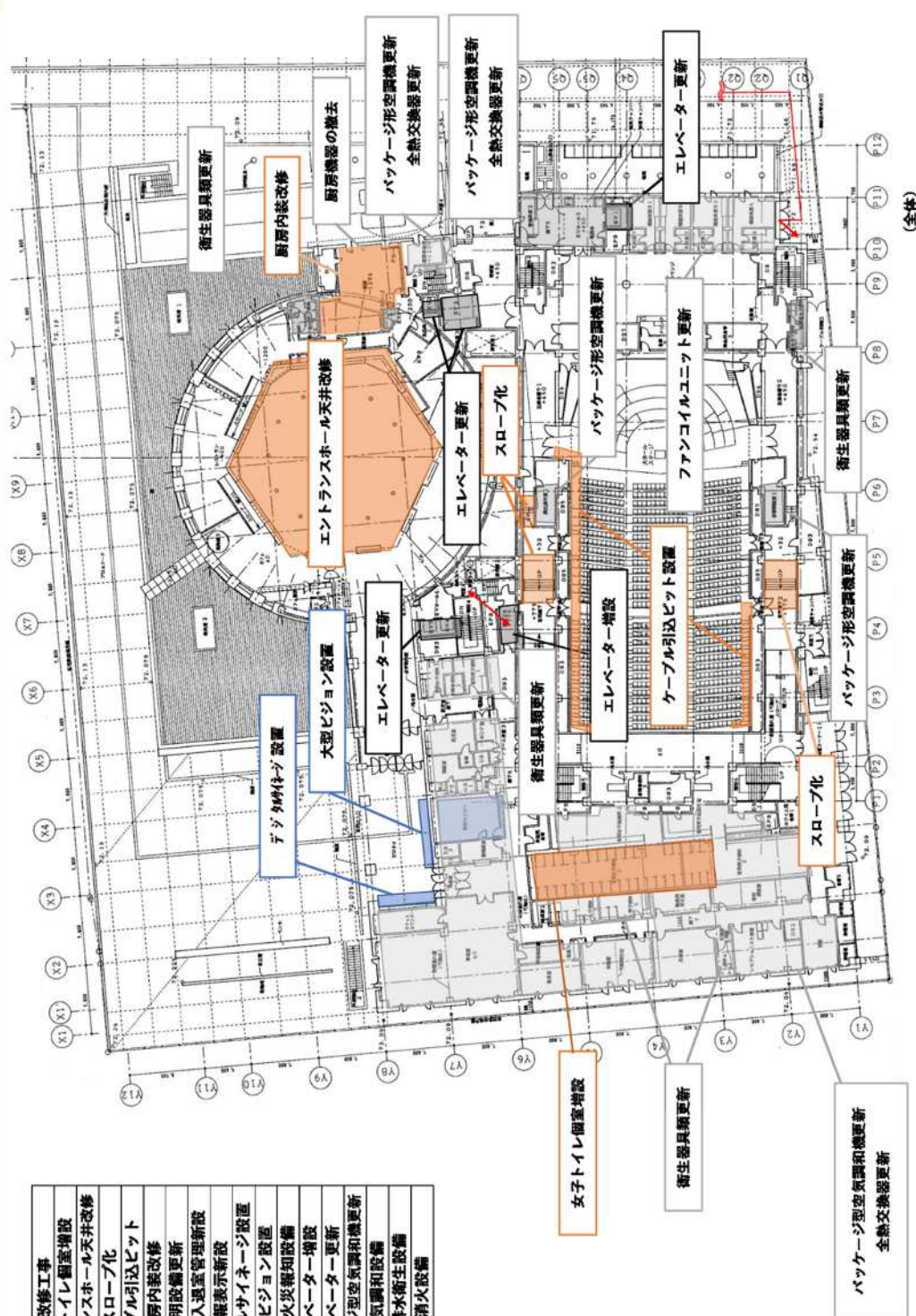


图.1階平面図

大規模改修基本計画工事箇所(2F)

改修工事	
建築	オーバーホール用足場
建築	ホワイエ天井改修(2F)
建築	ホワイエ排煙設備水改修
建築	ホワイエ窓ガラス断熱遮光対策
電気	照明設備
電気	防犯・入退室管理
電気	情報表示
電気	デジタルサイネージ
電気	自動火災報知設備
昇降機	エレベーター更新
昇降機	EV増設
機械	空調調和設備
機械	給排水衛生設備
機械	消火設備
舞台	パイプオルガンオーバーホール※

※大規模改修工事とは別工事

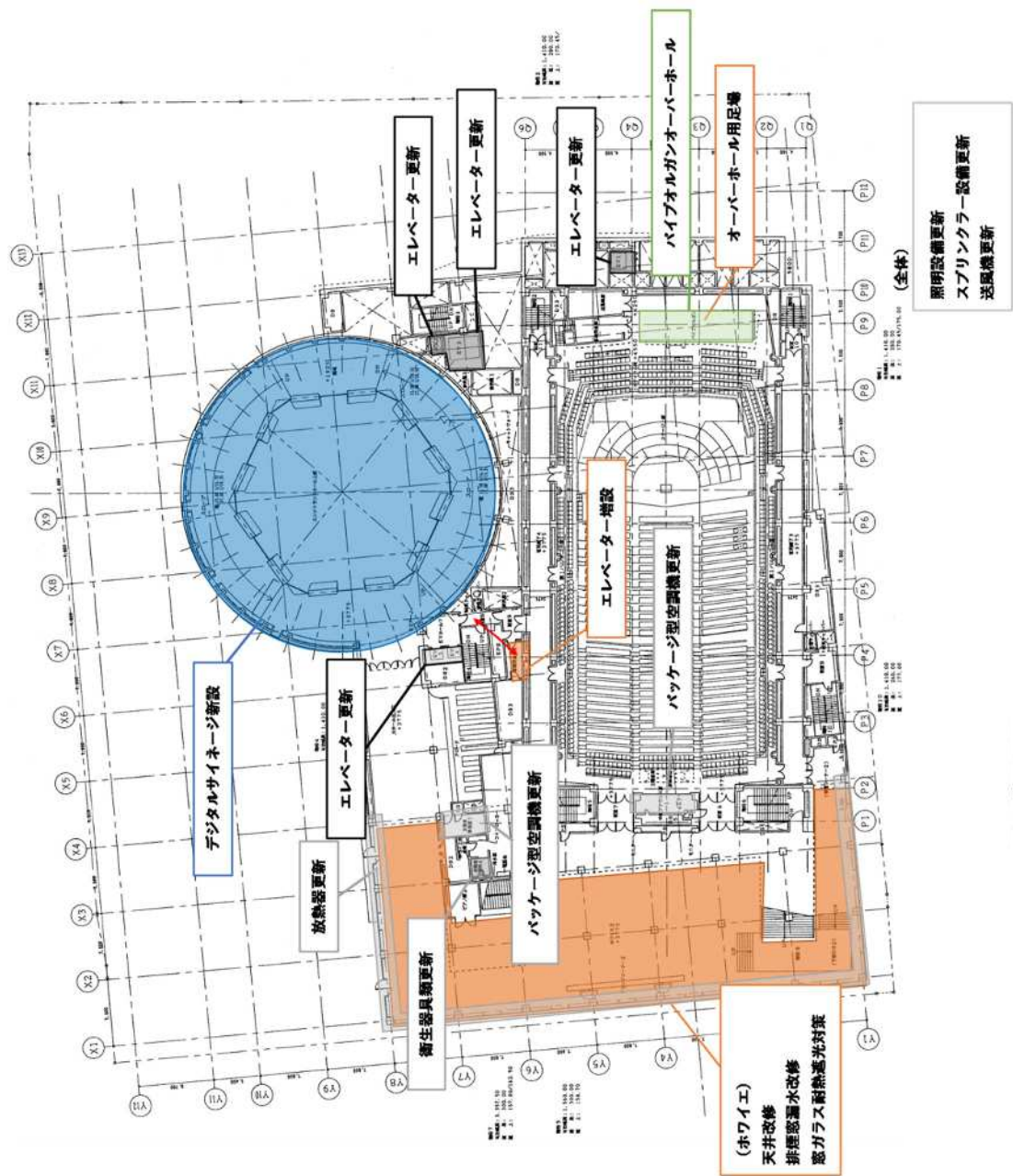


図. 2 2階平面図

大規模改修基本計画工事箇所(3F)

※大規模改修工事とは別工事



大規模改修基本計画工事箇所(4F)

	改修工事
建築	ホワイエ天井改修(4F)
建築	オーバーホール用足場※
建築	ケーブル引込ビット
建築	ホワイエ排煙設備水改修
建築	ホワイエ窓ガラス断熱遮光対策
電気	ホール用トランス盤更新
電気	照明設備
電気	防犯・入退室管理
電気	情報表示
電気	自動火災報知設備
昇降機	エレベーター更新
昇降機	エスカレーター更新
機械	空調調和設備
機械	給排水衛生設備
機械	消火設備
舞台	舞台音響更新
舞台	パイプオルガン・オーバーホール※

※大規模改修工事とは別工事

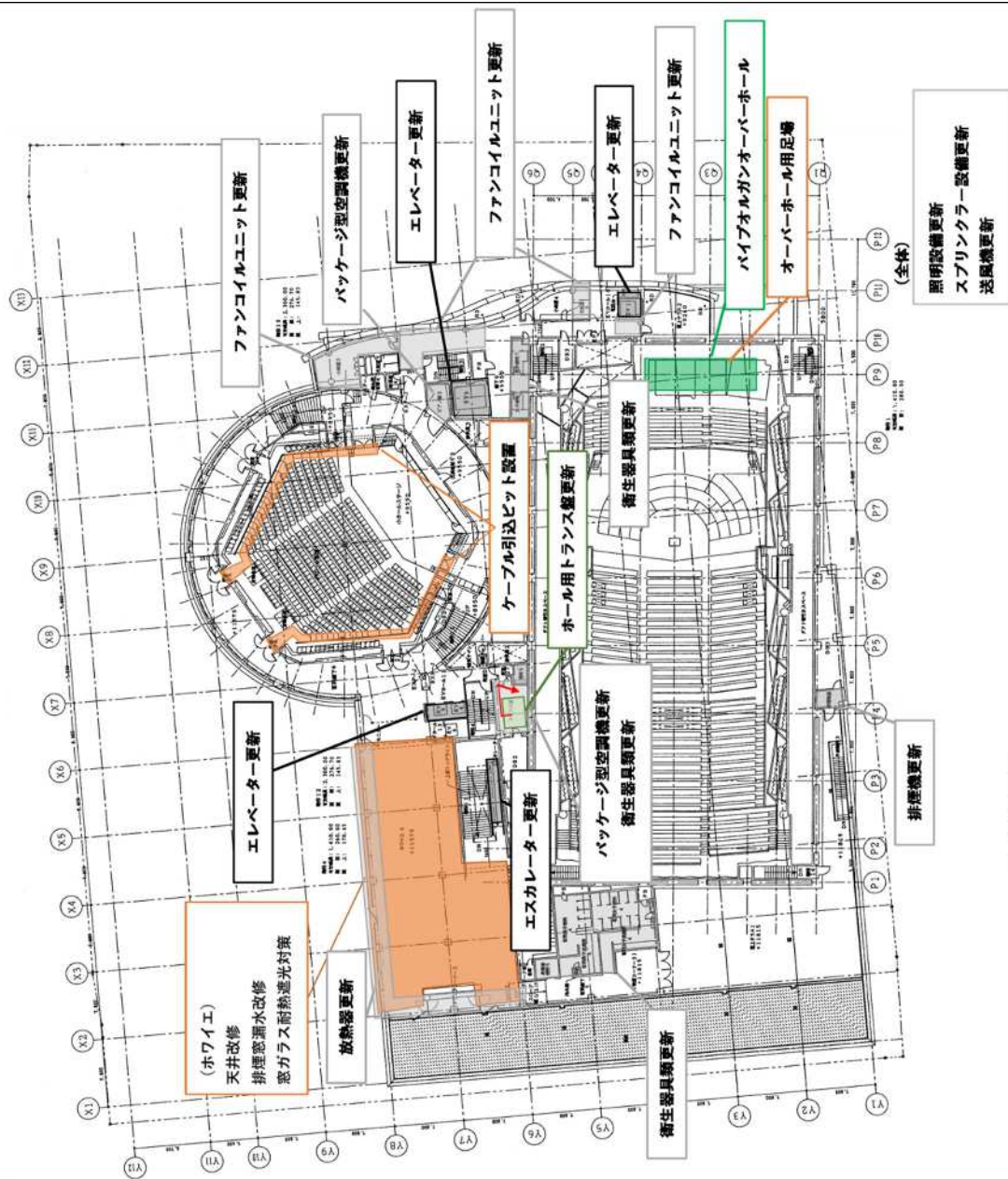
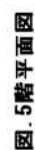


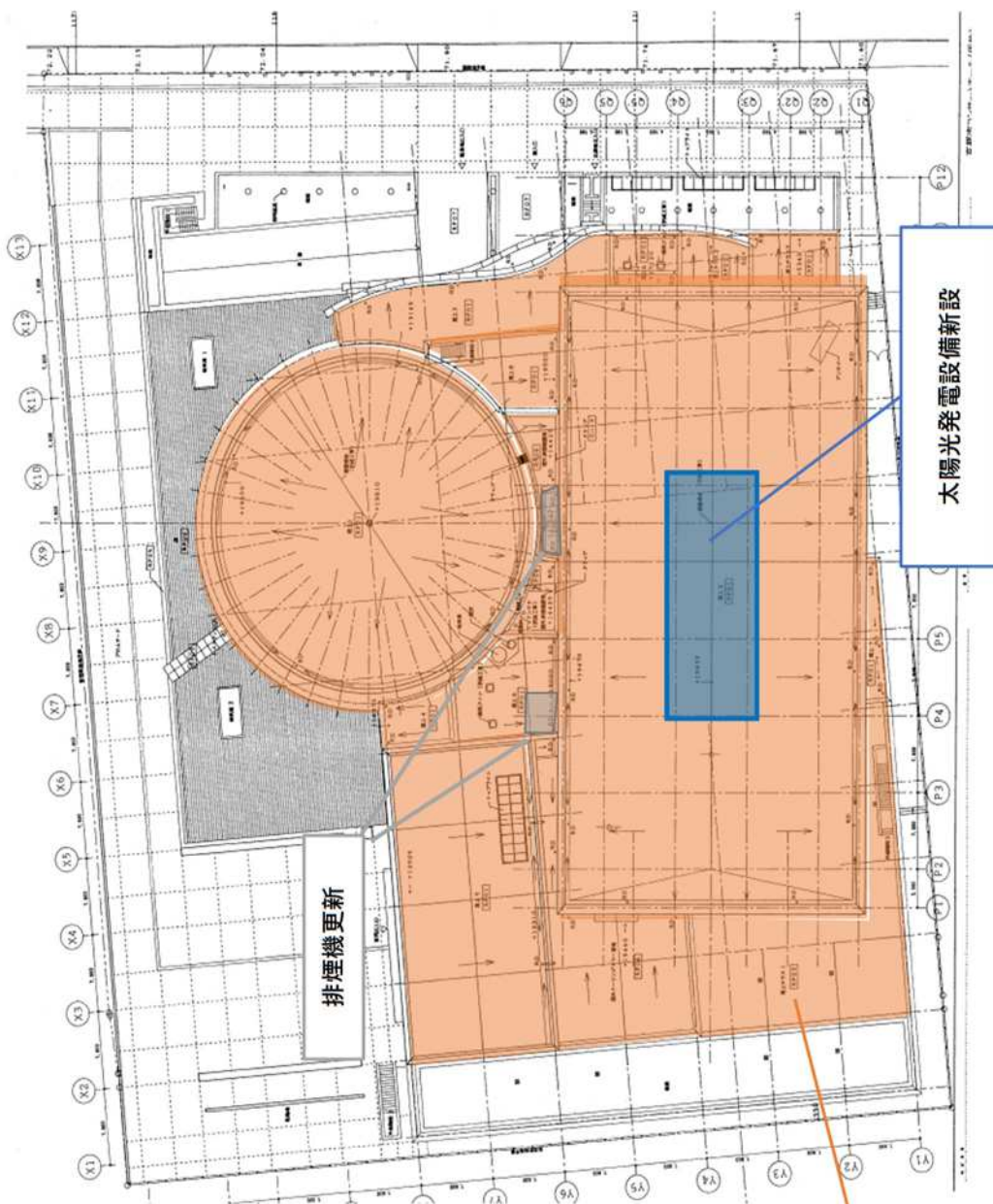
図. 4階平面図

	改修工事
電気	照明設備
電気	防犯・入退室管理
電気	情報表示
電気	自動火災報知設備
昇降機	エレベーター更新
機械	空調調和設備
機械	給排水衛生設備
機械	消火設備
舞台	舞台音響更新
舞台	舞台照明更新
舞台	舞台機器更新



大規模改修基本計画工事箇所(RF)

	改修工事
建築	屋上防水改修
電気	太陽光発電設備新設
機械	空調設備



押えコンクリート改修
シート防水改修
アルミ笠木補修
シーリング 打替え

図. RF平面図

大規模改修基本計画工事箇所(東立面図)

改修工事	
外壁改修	建築

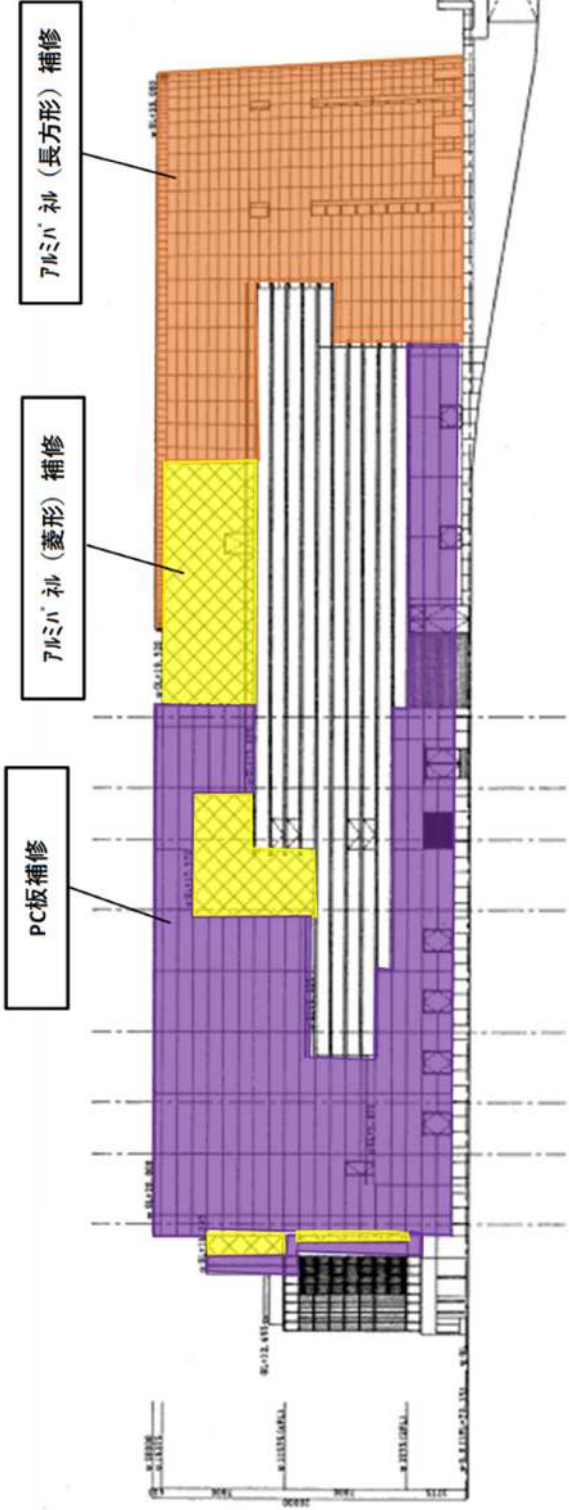


圖. 東立面圖

大規模改修基本計画工事箇所(西立面図)

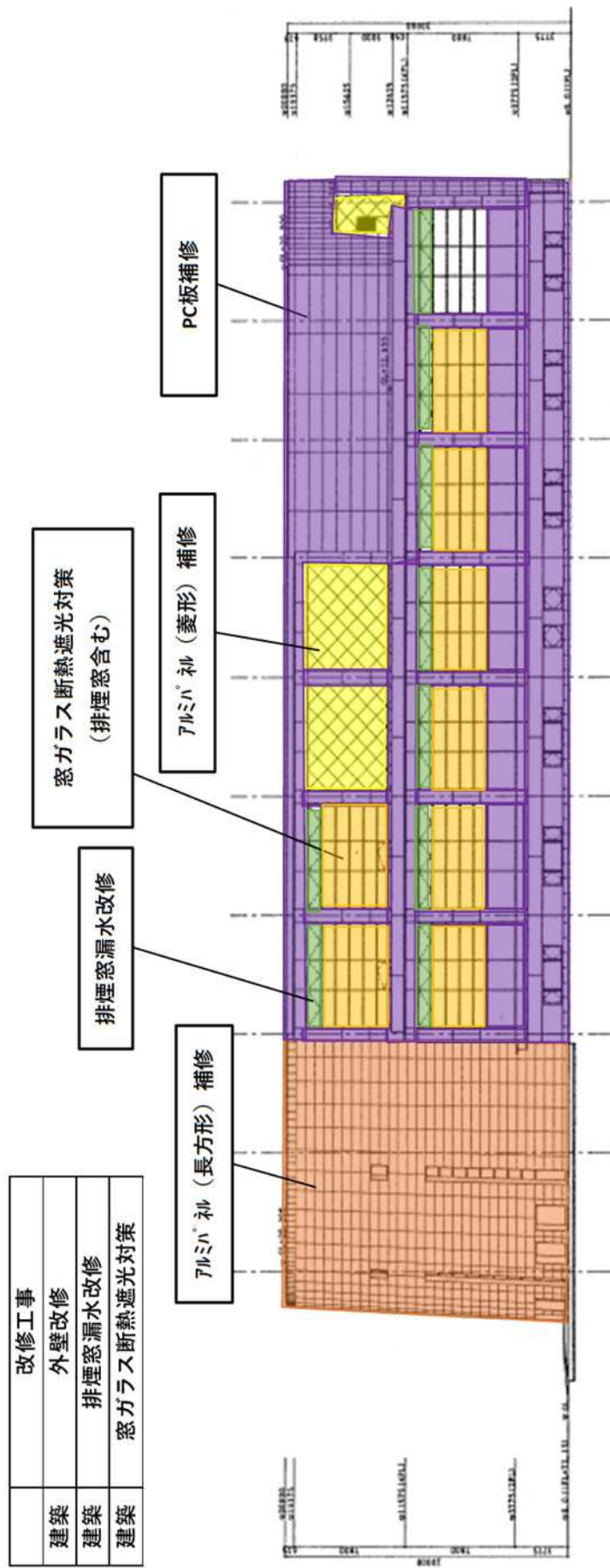


図. 西立面図

大規模改修基本計画工事箇所(南立面図)

	改修工事
建築	外壁改修
建築	排煙窓漏水改修
建築	窓ガラス断熱遮光対策

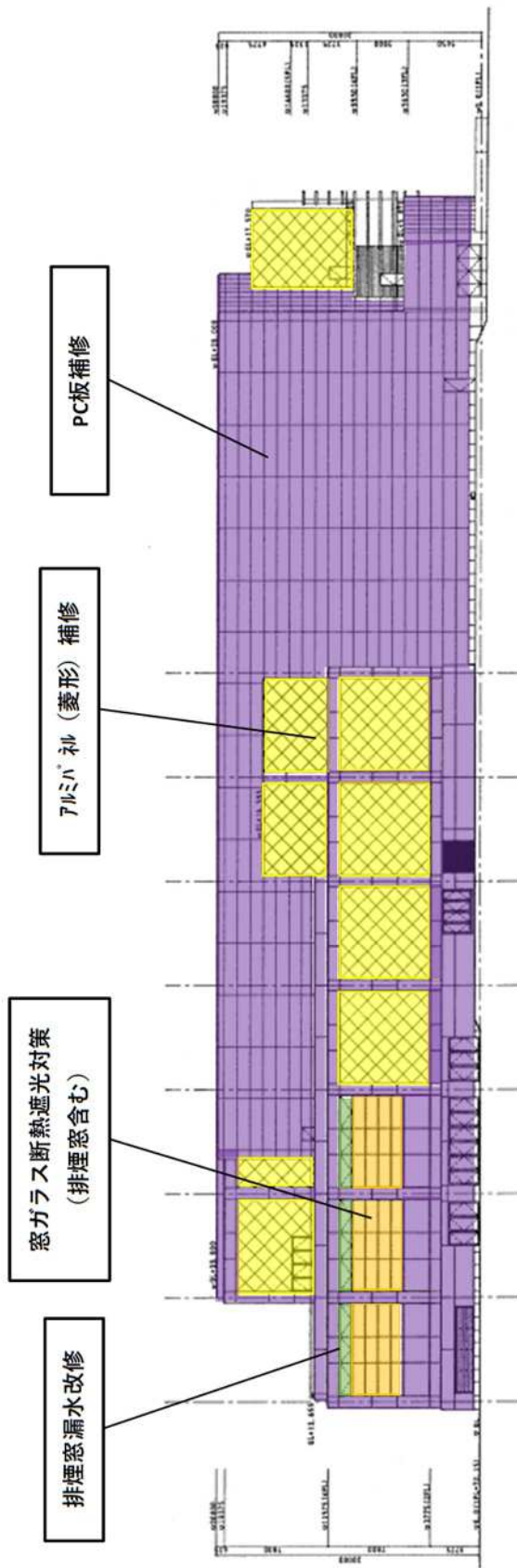
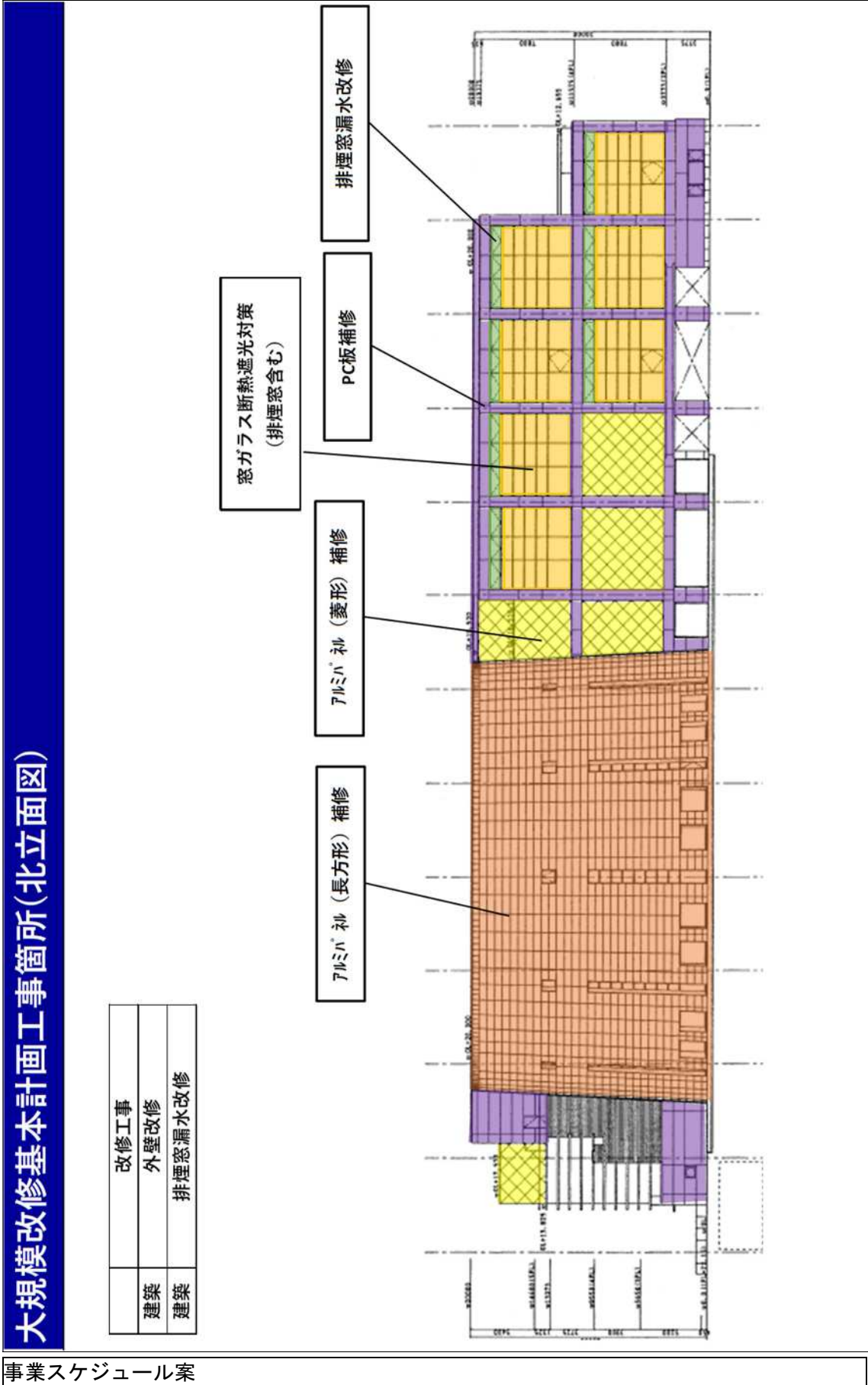
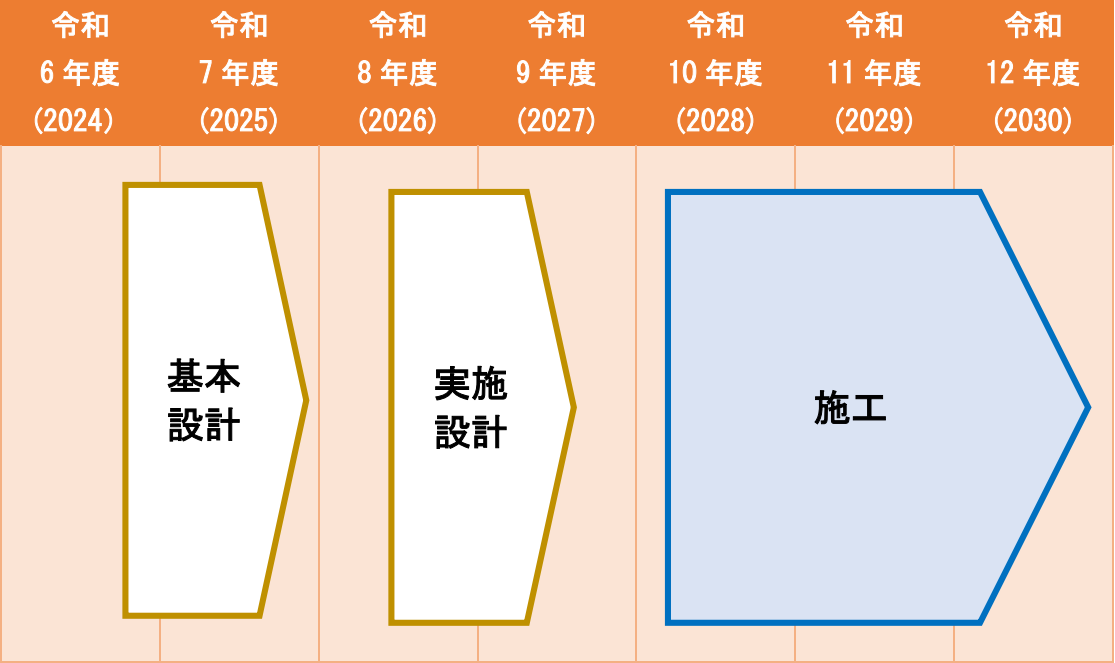


図. 南立面図





仕様書

1 委託業務名称

京都コンサートホールの大規模改修に係る意匠設計に関するアドバイザー業務（その1）

2 履行期間

契約の日の翌日から令和8年3月31日まで

3 概要・目的

京都コンサートホールは完成から28年が経過し、舞台設備等を含めた施設全体の大規模改修を実施する必要がある。

本業務は、別に契約する「京都コンサートホール大規模改修工事設計業務委託（ただし、建築及び設備工事基本設計業務委託」（以下、「基本設計業務」という。）の受託者（以下、「設計者」という。）に対して、京都コンサートホールの設計者として、現況の京都コンサートホールの優れた意匠を継承する設計となるよう、設計者との協議、設計者への指導・助言及び設計内容の確認を行うものとする。

4 業務内容

業務内容は以下のとおりとする。

- (1) 設計業務の進捗よくに応じて随時設計者と協議し、原設計の意図を継承する設計となるよう指導・助言・提案を行う。
- (2) 基本設計成果品が、原設計の意図を継承するものであることを確認する。

5 成果物

基本設計業務において作成する基本設計成果品に対する評価報告書

※ 成果物に係る著作権は、京都市に帰属する。

※ 成果物については、紙媒体及び電子データで提出すること。なお、電子データの形式は京都市担当職員との協議による。

6 業務実施条件

業務の実施に当たり、受託者は次の事項を守って行うこと。

- (1) 本仕様書に基づき、業務を行うこと。
- (2) 京都市担当職員と十分な連絡を取り業務を進めること。主要な方針等については担当職員と協議を行うこと。
- (3) 各種法令及び基準等を守ること。

7 費用の負担

受託者は、本業務を履行するために必要な業務に係る人員の移動、運搬、報告書の作成及び提出に係る費用を負担するものとする。

8 その他

- (1) 本業務委託を通して知り得た情報は、第三者へ漏えいしてはならない。
- (2) 成果物に係る著作権は京都市に帰属することとし、受託者は京都市の許可なく成果物の内容を公表しないこと。
- (3) 本仕様書に規定のない事項又は本仕様書の規定に疑義がある場合、両者協議のうえ、これを定めることとし、もし協議が調わない場合は京都市が定めるものとする。

仕様書

1 委託業務名称

京都コンサートホールの大規模改修に係る音響設計に関するアドバイザー業務（その1）

2 履行期間

契約の日の翌日から令和8年3月31日まで

3 概要・目的

京都コンサートホールは完成から28年が経過し、舞台設備等を含めた施設全体の大規模改修を実施する必要がある。

本業務は、別に契約する「京都コンサートホール大規模改修工事設計業務委託（ただし、建築及び設備工事基本設計業務委託」（以下、「基本設計業務」という。）の受託者（以下、「設計者」という。）に対して、舞台音響設備機器選定の指標となる電気音響の調整目標を作成し提示するとともに、京都コンサートホールの音響設計者として、現況の京都コンサートホールの優れた音響環境を維持向上させる設計となるよう、設計者との協議、設計者への指導・助言及び設計内容の確認を行うものとする。

4 業務内容

業務内容は以下のとおりとする。

- (1) 現況の音響測定を実施する。平成7年に作成した「京都市コンサートホール（仮称）の音響検査・測定結果報告書」と同様に以下の項目について測定を実施する。ただし、遮音測定は対象外、対象室にエントランスホールと大ホールホワイエを追加する。

ア 残響時間

対象室：大ホール、小ホール、大ホールホワイエ、エントランスホール

イ エコータイムパターン

対象室：大ホール、小ホール

ウ 室内騒音（空調設備騒音）

対象室：大ホール、小ホール、大ホールホワイエ、エントランスホール

エ 舞台音響設備動作特定

対象室：大ホール、小ホール

- (2) 平成7年に作成した「京都市コンサートホール（仮称）の音響検査・測定結果報告書」に基づき、音響機器の選定の指標となる調整目標を作成する。
- (3) 設計業務の進捗に応じて随時設計者と協議し、原設計の意図を継承し、音響配慮・静音配慮の設計となるよう指導・助言・提案を行う。
- (4) 設計者が作成する音響シミュレーションの評価を行う。
- (5) 基本設計成果品が、現況の音響環境を維持向上させるものであることを確認する。

5 成果物

本業務の成果物は以下のとおりとする。

- (1) 現況の音響測定報告書
- (2) 音響機器の調整目標
- (3) 基本設計業務において作成する基本設計成果品に対する評価報告書

※ 成果物に係る著作権は、京都市に帰属する。

※ 成果物については、紙媒体及び電子データで提出すること。なお、電子データの形式は京都市担当職員との協議による。

6 業務実施条件

業務の実施に当たり、受託者は次の事項を守って行うこと。

- (1) 本仕様書に基づき、業務を行うこと。
- (2) 京都市担当職員と十分な連絡を取り業務を進めること。主要な方針等については担当職員と協議を行うこと。
- (3) 各種法令及び基準等を守ること。

7 費用の負担

受託者は、本業務を履行するために必要な業務に係る人員の移動、運搬、報告書の作成及び提出に係る費用を負担するものとする。

8 その他

- (1) 本業務委託を通して知り得た情報は、第三者へ漏えいしてはならない。
- (2) 成果物に係る著作権は京都市に帰属することとし、受託者は京都市の許可なく成果物の内容を公表しないこと。
- (3) 本仕様書に規定のない事項又は本仕様書の規定に疑義がある場合、両者協議のうえ、これを定めることとし、もし協議が調わない場合は京都市が定めるものとする。